

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月22日
【事業年度】	第103期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	Inui Global Logistics Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 康之
【本店の所在の場所】	東京都中央区勝どき一丁目13番6号
【電話番号】	03(5548)8211(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 一井 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区勝どき一丁目13番6号
【電話番号】	03(5548)8613(直通)
【事務連絡者氏名】	経理部長 一井 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	23,008	21,787	18,879	37,597	44,267
経常利益又は経常損失 () (百万円)	51	1,080	1,329	13,550	13,431
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (百万円)	639	80	1,186	11,848	9,857
包括利益 (百万円)	485	673	871	12,055	9,723
純資産額 (百万円)	19,727	18,985	18,009	29,882	34,060
総資産額 (百万円)	52,391	53,054	52,461	66,137	69,573
1株当たり純資産額 (円)	793.14	761.56	720.94	1,194.49	1,359.72
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	25.72	3.23	47.51	473.87	393.71
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.7	35.8	34.3	45.2	49.0
自己資本利益率 (%)	3.2	0.4	6.4	49.5	30.8
株価収益率 (倍)	34.8	385.4	-	4.2	4.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,960	1,801	2,431	16,766	12,315
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,622	5,791	4,629	1,740	6,306
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	3,699	1,875	65	2,889	6,373
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	11,547	9,345	7,137	20,235	20,576
従業員数 (人)	167	168	172	174	174
[外、平均臨時雇用者数]	[90]	[85]	[77]	[76]	[66]

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()は、期中平均発行済株式総数により算出してあります。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 第101期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	21,409	20,385	17,877	36,481	43,262
経常利益又は経常損失 () (百万円)	223	564	1,385	13,410	13,287
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	448	36	1,259	11,693	9,688
資本金 (百万円)	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767
(発行済株式総数) (株)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)
純資産額 (百万円)	21,179	20,815	19,733	31,421	35,424
総資産額 (百万円)	38,628	36,363	35,056	49,993	52,905
1株当たり純資産額 (円)	851.92	834.94	789.95	1,256.03	1,414.19
1株当たり配当額 (円)	7.72	6.00	6.00	224.00	184.00
(1株当たり中間配当額)	(6.00)	(3.00)	(3.00)	(6.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	18.02	1.46	50.43	467.67	386.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	54.8	57.2	56.3	62.9	67.0
自己資本利益率 (%)	2.1	0.2	6.2	45.7	29.0
株価収益率 (倍)	49.7	-	-	4.3	4.6
配当性向 (%)	42.8	-	-	47.9	47.6
従業員数 (人)	61	63	68	70	74
[外、平均臨時雇用者数]	[20]	[16]	[25]	[21]	[12]
株主総利回り (%)	102.9	143.5	123.3	256.8	253.2
(比較指標: TOPIX(配当 込)) (%)	(95.0)	(85.9)	(122.1)	(124.6)	(131.8)
最高株価 (円)	1,196	1,320	1,261	3,685	2,244
最低株価 (円)	673	703	777	1,019	1,569

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 第100期及び第101期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1925年10月 資本金50万円をもって東京都に関東土地株式会社を創立し、不動産の賃貸借売買を主体に営業開始
- 1929年3月 商号を乾倉庫土地株式会社と改め、営業倉庫業を開始
- 1936年5月 商号を乾倉庫株式会社と改める
- 1961年10月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 1968年1月 イヌイ運送株式会社（現 連結子会社）を設立
- 1985年6月 商号をイヌイ建物株式会社と改める
- 1987年12月 賃貸マンション（プラザ勝どき）営業開始
- 1989年12月 賃貸オフィスビル（イヌイビル・カチドキ）営業開始
- 2004年3月 超高層賃貸マンション（プラザタワー勝どき）営業開始
- 2009年4月 商号をイヌイ倉庫株式会社と改める
- 2014年1月 シェア型企業寮（月島荘）営業開始
- 2014年10月 旧乾汽船株式会社と経営統合し、商号を乾汽船株式会社と改める
東京証券取引所市場第一部に指定
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行

当社は、2014年10月1日付で当社を存続会社、旧乾汽船株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
なお、旧乾汽船株式会社の第98期有価証券報告書に記載の沿革は以下のとおりであります。

[旧乾汽船株式会社の沿革]（参考）

- 1904年4月 乾新兵衛が中古船1隻（イタリア籍）を購入、船名を乾坤丸と命名し創業
- 1908年4月 資本金3千円、船腹4隻11,340トンをもって外航海運業として乾合名会社を兵庫県神戸市に創立
- 1933年10月 資本金1百万円の株式会社に改組、商号を乾汽船株式会社に変更する
- 1949年10月 増資により資本金6千万円となる
- 1950年4月 不定期航路事業を開始する
- 1951年5月 増資により資本金3億円となる
- 1952年3月 東京証券取引所、大阪証券取引所に上場する
- 1956年4月 増資により資本金7億5千万円となる
- 1957年6月 増資により資本金15億円となる
- 1964年5月 海運集約再編成により大阪商船三井船舶株のグループに所属する
- 1964年7月 再建整備計画により3億円を減資し、資本金12億円となる
- 1968年4月 和洋汽船株（資本金5千万円）を吸収合併し、資本金12億5千万円となる
- 1972年5月 当社海外子会社をパナマ共和国に設立し、海外子会社にて船舶建造および所有を開始する
- 1981年4月 当社海外子会社KEN FLEET S.A.をパナマ共和国に設立し、既存の海外子会社を統合する
- 1988年5月 当社海外子会社KEN FLEET S.A.をDELICA SHIPPING S.A.に社名を変更する
- 2001年9月 本社を兵庫県神戸市から東京都に移転し、東京支店を統合する
- 2004年4月 創業100周年を迎える
- 2005年8月 増資により資本金18億51百万円となる
- 2007年8月 増資により資本金33億51百万円となる
- 2012年7月 当社海外子会社INU I SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.をシンガポール共和国に設立する

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社と子会社3社で構成され、その業務は外航海運事業、倉庫・運送事業、不動産事業を展開しております。

当社は子会社3社を連結決算上の対象子会社としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

外航海運事業（ロジスティクス）

子会社または船主（同業他社）より定期用船した船舶による貨物輸送（自社運航）と、用船者（同業他社）への定期用船を行っております。また、主に当社への定期用船を行っているのが、DELICA SHIPPING S.A.であります。

（連結子会社）

DELICA SHIPPING S.A.

倉庫・運送事業（ロジスティクス）

・倉庫保管事業

顧客のために物品を倉庫に保管し、その対価として保管料等を収受する事業であります。普通倉庫業のほかに保税蔵置場の許可を受け関税未納輸出入貨物の保管業務を行っています。また、主に庫内作業を行っているのが、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)であります。

・文書保管事業

国土交通省の認定を受け文書箱や什器等を倉庫に保管し、その対価として保管料等を収受する事業であります。

・貨物運送事業

当社倉庫他の寄託貨物を運送する事業であります。また、主として当社倉庫の受寄物の自動車運送に係る業務を行っているのが、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)であります。また、自動車運送に係る業務や引越し業務を行っているのが、イヌイ運送(株)であります。

（連結子会社）

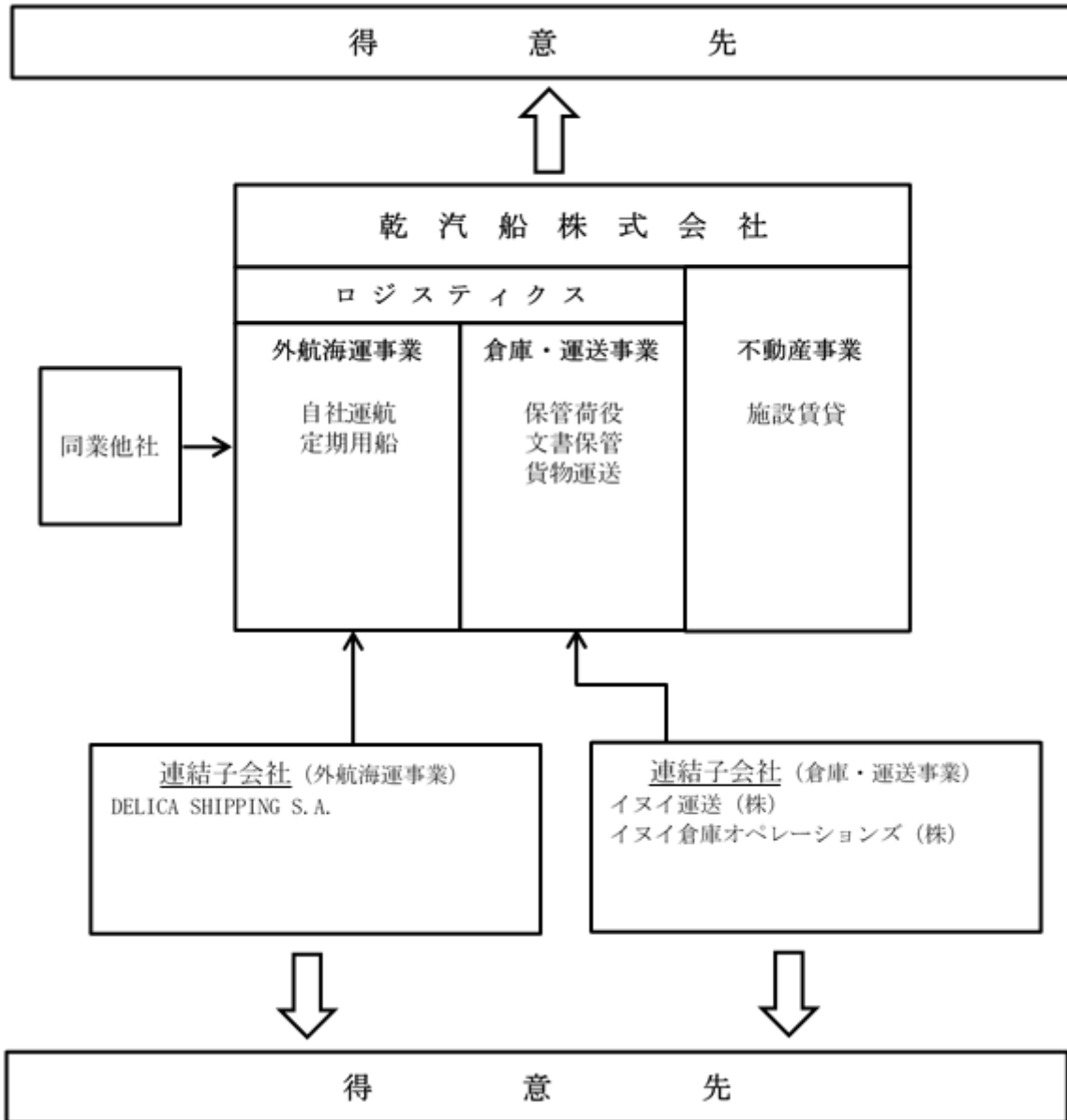
イヌイ運送(株)、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)

不動産事業

勝どきエリアを中心に、自らが所有する住宅及び事務所等を賃貸する施設賃貸業を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
DELICA SHIPPING S.A. (注) 2、3	パナマ共和国	3	外航海運事業	100.00	当社海外社船の所有、当社への定期用船ならびに当社から資金の貸付をしております。 役員の兼任等...有
イヌイ運送株 (注) 2	東京都江東区	385	倉庫・運送事業	100.00	業務委託契約に基づき当社の保管業務、貨物運送業務を行っております。 当社の所有施設を賃借しております。 役員の兼任等...有
イヌイ倉庫オペレーションズ株	東京都中央区	20	倉庫・運送事業	100.00	業務委託契約に基づき、当社の保管業務、荷役業務、貨物運送業務を行っております。 当社の所有施設を賃借しております。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. DELICA SHIPPING S.A. は、債務超過の状況にある会社であり、債務超過の額は6,362百万円です。

(2) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(3) その他の関係会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
外航海運事業	28	(1)
倉庫・運送事業	119	(57)
不動産事業	5	(1)
報告セグメント計	152	(59)
全社(共通)	22	(7)
合計	174	(66)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
74 (12)	44才10ヶ月	14年1ヶ月	9,182

セグメントの名称	従業員数(人)	
外航海運事業	28	(1)
倉庫・運送事業	19	(3)
不動産事業	5	(1)
報告セグメント計	52	(5)
全社(共通)	22	(7)
合計	74	(12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社における労働組合は乾汽船従業員組合と称し、2023年3月31日現在の所属組合員数は52名であります。また、当社の海上従業員9名は、全日本海員組合に加入しております。労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度			補足説明
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)2.	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)3.	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注)2.	
5.26	0.00	71.88	-

(注)1. 上記の数値は提出会社に関するものであります。連結子会社につきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表をしておりませんので、記載を省略しております。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。なお、当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表をしておりませんので、労働者の男女の賃金の差異については雇用する全ての労働者に係る実績のみを記載し、雇用管理区分ごとの実績の記載を省略しております。

3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、2023年4月に新中期経営計画「不易流行」（計画期間：2023年4月～2026年3月）を策定しております。計画の詳細は、当社ホームページをご参照ください。

(<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．経営の基本方針

当社の経営の基本方針については、資産の力を事業の力に、FUN to WORK、「らしさ」の追求、という3つを定めております。

資産の力を事業の力に

未来に向かって進化を続ける勝どき・月島は施設賃貸業の適地であり、当社の収益と財務基盤を支えます。この優良な資産がさらに成長する機会が到来します。再開発の期間は事業が資産を支えます。強化される資産の力は更なる基盤の強化となります。

FUN to WORK

やりがい×いきがい=FUN、としました。そもそも小さい会社です。人と人が支え合って、助け合って此処まで来ました。新しい働き方や、Digitalの力もうまく使っていきますが、ひとり一人のニンゲン力、これからも大切にしていきます。

「らしさ」の追求

われらの「らしさ」は、実業に向き合い、地道な努力を練り込みながら生まれます。「らしさ」は差別化の源泉です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それがわれらの不易流行です。

2．経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加や、全国旅行支援に伴う個人消費の回復を背景に、緩やかに持ち直しておりますが、地政学リスクによる資源価格の高騰や、円安による部資材の調達価格上昇、米欧利上げに伴う海外経済の減速などの影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外航海運事業においては、当社の業容であるハンディ船の輸送能力は、今後も続く大型環境規制への技術的・経済的な対応の難しさから船腹の緩やかな減少が予想されることや、船舶燃費規制下での省エネ運航により、減少もしくは停滞していくことが予想されます。世界に遍在しており、世界人口の増加と強い相関を持つバルク資源材は、世界の平和を前提とした場合には緩やかに需要が増加します。ハンディ船輸送能力の停滞・減少と、バルクハンディ需要の緩やかな増加から、当社の外航海運事業における事業環境は長期的には明るいと考えております。一方で短期的には、世界経済の動向、地政学的な要因や、自然災害など、さまざまな要因の影響を受けます。ゼロコロナ政策により停滞した中国経済の回復に伴う荷動きの増加が期待され、2023年から適用されたEEXI規制による運航速度制限等により船舶稼働が抑制されることや、環境規制対応の不透明感により新造船供給が限定的となる見込みもありますが、ロシア・ウクライナ情勢による資源高やインフレ、金融引き締めによる投資抑制などによる世界的な経済活動の低迷が懸念され、短期的には見通しの難しい状況です。

倉庫・運送事業においては、当社事業は一般倉庫、文書倉庫、引越事業の3領域で構成されており、一般倉庫においては売上高の約1/3を紙の荷主に依存している状況です。こうした事業構成に対し、一般倉庫・文書倉庫においては急激なペーパーレス化により取扱量は減少しており、電子帳簿保存法、インボイス制度等により、こうした潮流は今後更に加速していくと考えております。また、引越事業においてもコロナ禍での働き方の変化により需要が減少しており、今後もコロナ前の水準に戻ることはないかと予測していることから、核となってきた一般倉庫の紙、文書倉庫、引越の何れもが、厳しい将来に直面するものと想定しております。

不動産事業においては、当社主要施設の立地する勝どきエリアと隅田川対岸に位置する築地市場跡地再開発計画が始動することや、都心部・臨海地域地下鉄構想による交通インフラの進化、また勝どき・月島エリアには今後新たに約13,000戸の住宅供給計画があることから、当社主要施設の立地するエリアは都心にある水辺のResidence Zoneとして継続発展し、ますます便利で魅力的な住む街へ進化していくと想定しております。

3. 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中長期的な会社の経営戦略

乾汽船の祖業は、海運業であり、倉庫業です。当社グループの仕事は、人の営みに欠かすことのないモノを運ぶ実業の一端を担っており、産業や社会を支えている自負と共にあり、この想いは不易です。

不易であるために、地球環境問題を考え、より良い社会の実現を願い、よく制御された統治の中で、より良い物流、より良い経営を目指します。

世界の海で「よくはこぶ」外航海運セグメント、日本の「よくはこぶ」を支える倉庫・運送セグメント、当社グループの「よくはこぶ」を支える不動産セグメントという、「よくはこぶ」が礎にある3つの事業を通じて社会に貢献する、その実践が当社グループの存在理由です。

Sustainableな実業に向かい実現可能な提案と実践を重ねることで「よくはこぶ」を実現するため、多種多様な要求から、如何に持続的価値を導き出すかという挑戦を続けていく、こうした思いから長期ビジョンとして「よくはこぶ」を掲げ、2023年4月に新中期経営計画「不易流行」（計画期間：2023年4月～2026年3月）を策定しております。

配当方針については、「事業特性」、「中長期的成長を重視した経営資源の配分」、「財務基盤」の3つのバランスがとれた株主還元策であることを基本とし（株式市場環境等を踏まえ自己株式取得する場合を含む）、以下に記載の従来の方針を継続します。

- ・従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
- ・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準および最低配当額を定め、「悪いとき」にも無配を前提にはしません。
- ・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1) 外航海運事業

・事業方針

ご長寿お達者

航行のムダ排除と安心安全

徹底した効率配船

・施策

地球環境を考えると新造船の発注は難しくなりました。しかし、船稼業には船舶が必要です。船隊整備の要諦は、勇気と資金と長期目線と心得ます。

そして、世界の変異に激しく振り回されるのが外航海運業です。予測不能の事態が、しばしば勃発しますが、鍛え続ける地力で対応します。

当社外航海運事業の事業領域であるハンディ船においては、今後も船腹の供給が難しい状況が継続すると考えております。そうした状況下で、船価動向や環境規制対応をにらみながらフレキシブルに船隊を整備すること、既存スクラパー搭載船を延命し、既存燃料でも「よくはこぶ」力を維持することにより船隊規模を確保することで効率航行にも寄与することは、温暖化ガス排出量/輸送量の削減へつながります。環境にも配慮しつつ、「よくはこぶ」力を削がずに更に強化し、Handy市場での存在感を増していきながら、長期的に「よくはこぶ」Handy船隊を運営してまいります。短期的な見通しの難しさに対しては、変事には予測力より対応力を重視してまいります。

2) 倉庫・運送事業

・事業方針

自動化・ロボ化が入りにくいニッチな実需に対応

足・手・倉の進化 2027年、新たな「業」へ

・施策

核となってきた紙製品、文書保管業、引越の何れもが、厳しい未来に直面しようとしています。縮みゆく消費は、弱者の敗退を加速させます。

FUN to WORKを実践する現場のためにも、新しい「よくはこぶ」をつくり上げねばなりません。

当社の倉庫・運送事業の事業領域は、多様な小口荷主が主体で、標準化が難しいニッチな領域であるため、大型投資を前提とした自動化、ロボ化は適しません。また倉庫の多くが人を集めやすい市街地に立地していることも特性です。こうした特性の中、カイゼン+FUN to WORKの更なる追求により現場力、働きやすさを更に向上させること、これまでも取り組んできたSOS（倉庫オペレーションシステム）をデジタル化への導管として更に進化させること、Advanceへの実証実験を行うことで実業実務の効率化検証をおこなうことと業務設計力を強化させること、の3つを「Basic」と定義し、更に進化しながら、自動化・ロボ化が入りにくいニッチな実需に引き続き対応してまいります。

また、足（配送力）：NPO法人が提供する配送マッチングサービスを活用し、求荷求車の新しい仕組みを提案・実践していくこと、手（現場力）：現場の業務要件をアンバンドル/リバンドルすることでギグワーカーなどさまざまな働き方の人材を活用可能にすること、倉（展開力）：既存の倉庫業ネットワークのデジタル結合で境目を低くすることで、倉庫を立地に縛られずもっとムダなく活用するべく試みていくこと、の3つの取組みを「Advance」と定義し、足（配送力）・手（現場力）・倉（展開力）の進化に取り組んでまいります。「Basic」+「Advance」をテーマに、今後5年間（2027年度まで）を目的に新たな業域を開拓していきます。

3)不動産事業

・事業方針

既存物件での実証実験を経て、この街での新しい「住みごこち」を実現

・施策

築地市場跡地の再開発が動き出しました。この対岸、隅田川・勝どき橋を挟んだわれらの既存施設は、この時を待っていました。巨大開発に呼応しながら、構想10年のわれらの再開発がはじまります。

当社不動産事業が長く根差してきた勝どきは、築地市場跡地再開発計画の隅田川対岸に位置しております。築地市場跡地再開発という巨大計画に呼応し、構想10年を要してきた、当社既存物件であるプラザ勝どき再開発計画（Neo Plaza Kachidoki～NPK～）が始動します。既存の物件では安定高稼働に向けた目標設定と実践を行いながら、これまでも居住者と一体になった防災への取り組みなど、様々な取り組みを通して構築してきた当社独自の価値観・ノウハウ・リソースに基づく事業コンセプトに基づいた事業を展開してまいりました。これからもこうした取り組みを続け、「住まう人とつくる住みごこち」を指向し高めてまいります。既存物件での取り組みを「NPK」の実証実験の場ともすることで、NPKにおける事業コンセプトを洗練化し、また広域エリアの進化を見据えた事業計画を詳細化してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、サステナビリティを巡る取り組みを重要な経営課題として認識しています。当社グループでは、長期ビジョンを「よくはこぶ」と定め、実現可能な提案と実践を重ねていくことで、持続可能性（サステナビリティ）を高めてまいります。

外航海運事業では、船舶を長い期間において有効に活用する「ご長寿お達者」を続けており、また、配船計画においては空荷航海を減らすことで経済性を高め、環境負荷を軽減する目的で構築した情報ネットワークシステムを運営しております。

また、倉庫・運送事業においても、求荷求車システムを核とする効率的で経済的な配送ネットワークの構築等を行っているNPO法人と提携することで、広く運輸物流業界の持続可能性を高める試みを始めております。

全社の取り組みとして、「Fun to Work」を掲げ、就労環境の差別をなくし、「やりがい」を創出する環境整備に注力してまいります。なお、「Fun to Work」は経営の基本方針の一つに掲げております。

本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティを巡る諸課題については組織のリスク管理体制に統合し、現行の「乾汽船グループ内部統制規程」で定めるリスク管理体制の下で管理しております。具体的には、原則、年1回及び必要に応じて開催される「リスク・コンプライアンス委員会」において、グループ内で認識されたリスク・機会について適切に管理しております。同委員会は代表取締役社長が委員長を、監査室が事務局を務めており、リスク及びコンプライアンスの管理に関する基本方針の策定を行うほか、リスク分析結果について総合的な観点から再評価を行うなどの役割を担っております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」で協議された内容は、最終的に取締役会へ報告を行っております。

(2) リスク管理

サステナビリティ関連のリスク及び機会は、各部におけるリスクの識別・評価、「リスク・コンプライアンス委員会」における再評価、取締役会への定期的な報告を経て、取締役会による監督というプロセスで管理されております。これにより、組織における他のリスクとともに、現行の「乾汽船グループ内部統制規程」で定めるリスク管理体制の下に統合し、全社的なリスク管理を行っております。

(3) 人的資本に関する戦略

人材育成に関する方針

当社は、一人ひとりの社員の成長が、組織及び会社の持続的な成長に繋がり、社内に良い循環が生まれることを、当社の競争力の源泉と考えております。教育研修体系の拡充により、社員の自発的な能力開発を支援する環境の提供と、効果的な人員配置によるキャリア形成により、年齢、性別、国籍等に関係なく、社員一人ひとりが能力を発揮し、総員が生涯プレイヤーとして活躍できる組織づくりを目指しております。

社内環境整備に関する方針

当社は、65歳定年制を導入しておりますが、社員が健康で長く活躍できるように、健康保持・増進支援に力を入れております。また、適正な労働条件や快適な職場環境整備をはじめ、出産・育児、介護を理由とした離職ゼロを目標とし、安心して働き続けられる環境整備に努めております。

(4) 人的資本に関する指標及び目標

当社は、人的資本に関する方針について、「(3) 人的資本に関する戦略」に記載しておりますが、当該方針に関する指標として、「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」、「労働者の男女の賃金の差異」を採用しております。

労働者の男女の賃金の差異については、その解消を目標としておりますが、女性の管理職への登用目標については、当社グループの事業規模、人員規模が限定的であることから、現状において測定可能な目標について示すことは困難な状況です。また、男性労働者の育児休業の取得についても、対象となる人員規模が限定的であることから、取得率にこだわらず、取得しやすい環境づくりを推進しております。

なお、実績値につきましては、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」に記載しております。前項及び本項に関しては連結グループ内の取り組みの多様性や独立性により、統一的な指標や目標の設定が困難であるため、提出会社単体のものとなります。

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、次のようなものがあります。なお、本項における将来に関する事項は、当社グループが当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(特に重要なリスク)

(1) 船舶の安全運航、環境問題によるリスク、または、海難事故によるリスク

当社グループは、SOLAS条約(海上人命安全条約)に基づくISMコード(International Safety Management Code/国際安全管理規則)及びISPSコード(International Ship and Port Facility Security Code/国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律)等の条約適合証書を取得し、それらをグループ内に浸透させ運用しております。また、当社は2006年6月に環境マネジメントシステムについての国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、安全管理に加えて環境管理の面においても強化を図っておりますが、海難事故発生時には、当社グループの主要な事業資産である船舶の破損により物理的被害が生じると同時に、人的被害及び環境破壊が発生する可能性があります。

また、油濁事故等による海洋汚染が発生した場合、当社グループの外航海運事業及び業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境変動のリスク

外航海運事業においては、世界各国の経済動向、政治的・社会的要因が事業に影響を及ぼす可能性があります。特に主要な船舶の就航区域である、中国、アメリカ、大洋州(またはオセアニア)、ASEANの景況は運賃及び不定期船市況に影響を及ぼします。また、特に当社の扱い船舶であるハンディサイズ船においては、今後の環境規制への技術的・経済的な対応の困難さから、船腹供給が滞る可能性があります。当社では、船価動向や環境規制の動向をにらみながら、フレキシブルに船隊を整備してまいります。

倉庫・運送事業においては、景気動向の変化及び顧客企業の物流コスト抑制・事業再編等が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、特に一般倉庫・文書倉庫事業においてはペーパーレス化による紙取扱量減少、引越事業においては働き方改革による需要減少の影響が想定されます。

不動産事業においては、首都圏における賃貸市場の需給バランスの変化や市況動向等の影響を受ける可能性があります。

(3) 自然災害、人災等によるリスク

当社グループは、外航海運事業、倉庫・運送事業、不動産事業を展開するにあたり、多くの船舶や施設を有しております。そのため、地震、暴風雨、洪水その他の自然災害、事故等が発生した場合には、船舶や施設の毀損等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼし、また、所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

特に、不動産事業においては、所有する施設が勝どき・月島エリアに集積していることから、このエリアで大規模災害が発生した場合には、不動産事業に甚大な支障を来す可能性があります。そのような状況において、当社は、収益の多くを勝どき・月島エリアに頼る構造となっているため、会社事業への影響悪化も甚大となる可能性があります。再開発時には、地震に対して強い構造への変換(2004年制震、2013年低層)を念頭におき、次なる再開発の計画を進めております。また、主導的積極的に、住民と共に災害への備えを行っております。

(4) 資産価格変動のリスク

当社グループが保有する資産(船舶、土地、建物、投資有価証券等)の収益性や時価が著しく下落した場合には、減損または評価損が発生する可能性があります。

また、不動産資産については、その担保価値を利用して資金調達を行っており、資産価値が下落した場合には資金調達へ影響を及ぼす可能性があります。

(重要なリスク)

(1) 各種規制変更のリスク

当社グループは、現時点の規制及び基準等に従って事業を展開しております。将来における規制及び基準等の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務遂行及び業績等に影響を与える可能性があります。

(2) 金利変動のリスク

当社グループの設備資金及び運転資金は、その大部分を金融機関より調達しております。調達した資金の金利リスクについては、金利スワップ取引による金利の固定化や有利子負債の削減等でヘッジするべく努めておりますが、変動金利で調達している資金については、金利変動の影響を受ける可能性があります。また、金利の変動により、将来の資金調達コストに影響を与える可能性があります。

(3) 情報システムのリスク

当社グループは、基幹業務システムについて情報セキュリティや自然災害に対する安全対策をとる等、コンピューターの運用を含めた安全管理を図り不正アクセスを防止・監視する管理体制をとっておりますが、外部からの不正侵入により当社に重大な損害が発生する可能性があります。

(4) 為替レートの変動

当社グループにおける外航海運事業の売上高の大部分は、米ドル建ての運賃及び定期貸船料が占めております。一方で、運航費や用船料（借船料）、船員費・潤滑油費等の主な費用については米ドル建ての割合が高いものの、国内で発生した船舶修繕費や一般管理費の多くが円建てであります。費用のドル化を進めているものの、米ドル建て収入と米ドル建て費用の収支のバランスによって、米ドル建て取引の円換算時において、為替変動が損益に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、為替換算の実現差損の縮小を図るため、円売りドル買いやドル売り円買いの為替取引を極力行わないよう円資金とドル資金それぞれでの資金繰り管理を行っております。一方で、急激な円安局面は、将来の円資金需要確保のためのドル売り円買いを行う好機であると認識しております。

また、当社グループは、外貨建ての資産及び負債を保有しており、その資産と負債の差額が、為替変動によって、決算時評価損益として収支に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 船舶燃料価格の変動

船舶運航に必要な船舶燃料については、SPOT契約においては都度足元の燃料価格あるいは船舶が保有する燃料価格に基づき運賃を算出しているため、燃料価格変動を運賃へ転嫁しております。しかし、急激に変動した場合は、運賃へ転嫁できず運航船の収支に影響を及ぼす可能性があります。そのため、燃料価格が国内に比べ安価なシンガポール等で調達することや、先物予約によるヘッジにより、燃料費の安定化に努めております。

(6) 借入金の財務制限条項

当社グループの借入金の一部には、財務制限条項が付されているものがあり、これに抵触した場合には、期限の利益喪失等、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加や、全国旅行支援に伴う個人消費の回復を背景に、緩やかに持ち直しておりますが、地政学リスクによる資源価格の高騰や、円安による部材の調達価格上昇、米欧利上げに伴う海外経済の減速などの影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

当連結会計年度末における総資産は、建設仮勘定の増加等により前連結会計年度末比3,435百万円増の69,573百万円となりました。負債は、未払法人税等の減少等により前連結会計年度末比742百万円減の35,512百万円となりました。純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比4,178百万円増の34,060百万円となりました。この結果、自己資本比率は45.2%から49.0%になりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は前年同期比6,670百万円増収（+17.7%）の44,267百万円、営業利益は前年同期比299百万円減益（-2.2%）の13,067百万円、経常利益は前年同期比118百万円減益（-0.9%）の13,431百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比1,990百万円減益（-16.8%）の9,857百万円となりました。

当社グループのセグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるハンディ船市況は、前年を上回る水準が続いていたものの、第2四半期後半より、米中市場における荷動きの鈍化による影響が出てまいりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に起因した海上輸送の混乱は解消に向かい、各国各港での検疫緩和・撤廃により、港湾処理能力が改善し、輸送能力が向上したことも、運賃上昇圧力を抑える要因となりました。

なお、当連結会計年度における当社グループの平均為替レートは¥134.77/対US\$（前年同期は¥111.53）となりました。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、市況の変動や為替の影響により売上高は前年同期比6,762百万円増収（+23.3%）の35,763百万円、セグメント利益は前年同期比132百万円減益（-1.1%）の11,896百万円となりました。

セグメント資産は、新造船発注に伴う建設仮勘定の増加等により前連結会計年度末比5,974百万円増加し、31,883百万円となりました。

倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高は前年同期をやや上回る水準で推移し、貨物取扱量は前年同期と概ね同水準で推移いたしました。このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、倉庫保管料売上が増収となった一方で、連結子会社の引越業においては、主力としてきた企業の転勤引越需要がテレワーク等の普及により低迷した影響から減収となり、セグメント売上高は前年同期比98百万円減収（-2.4%）の3,976百万円となりました。セグメント損益は減価償却費の減少等により、前年同期比96百万円増益の74百万円の利益となりました。

セグメント資産は、減価償却費の計上等により前連結会計年度末比261百万円減少し、4,533百万円となりました。

不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は、軟調な状態が続いており、今後も、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとしたテレワークの普及により、オフィス需要の鈍化が懸念されます。その一方で、東京23区の賃貸マンション市況については単身者用住居等を除き、引き続き堅調に推移しております。このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、シェア型企業寮である月島荘はその特性から稼働率が低下しておりますが、既存賃貸物件は概ね安定して高稼働を維持しており、売上高は前年同期比7百万円増収（+0.2%）の4,527百万円となりました。セグメント利益は賃貸物件の保全に伴う修繕費の増加や電気料の上昇等により前年同期比134百万円減益（-5.5%）の2,289百万円となりました。

セグメント資産は、主に既存賃貸物件の外壁修繕による有形固定資産の増加や減価償却費の計上等により前連結会計年度末比364百万円減少し、12,700百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、税金等調整前当期純利益13,696百万円（前年同期比1.2%増）を計上したこと等により、前連結会計年度末と比較して341百万円増加し、20,576百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動の結果として得られた資金は、12,315百万円（前年同期比26.5%減）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益13,696百万円、非資金損益項目である減価償却費3,197百万円等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動の結果として使用した資金は、6,306百万円（前年同期比262.4%増）となりました。これは主として、固定資産の取得による支出等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動の結果として使用した資金は、6,373百万円（前年同期比120.6%増）となりました。これは主として、配当金の支払額等によるものです。

(3) 生産、受注及び販売の状況

売上高

当連結会計年度における売上高をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		前年同期比(%)
	金額(百万円)	割合(%)	
外航海運事業(百万円)	35,763	123.3	
倉庫・運送事業(百万円)	3,976	97.6	
不動産事業(百万円)	4,527	100.2	
合計(百万円)	44,267	117.7	

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の売上高及び当該売上高の総売上高に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
FORTUNA FOREST PRODUCTS LIMITED	2,376	6.3	4,760	10.8
CFGF FOREST MANAGERS (NZ) LIMITED	4,165	11.1	4,057	9.2

船舶の稼働状況

船名	第102期（2021年4月1日～2022年3月31日）				第103期（2022年4月1日～2023年3月31日）			
	総日数 （日）	稼働日数 （日）	稼働率 （％）	補足	総日数 （日）	稼働日数 （日）	稼働率 （％）	補足
KEN GOH	365	332	91	6月 定期検査	365	357	98	
KEN REI	365	318	87	8月 定期検査	365	364	100	
KEN MEI	365	317	87	5月 中間検査	365	354	97	
KEN HOU	365	335	92		365	324	89	11月 中間検査
KEN SEI	365	362	99		365	340	93	3月 中間検査
KEN TOKU	365	362	99		365	304	83	1月 中間検査
KEN KON	365	319	87	5月 中間検査	365	365	100	
KEN EI	365	299	82	8月 中間検査	365	357	98	
KEN SHIN	365	361	99		365	331	91	1月 中間検査
KEN JYO	365	343	94	11月 中間検査	365	357	98	
KEN HOPE	365	361	99		365	365	100	
KEN BOS	365	332	91	2月 中間検査	365	364	100	
KEN ANN	365	362	99		365	350	96	8月 中間検査
KEN BREEZE	365	363	99		365	309	85	10月 定期検査
KEN SPIRIT	365	324	89	12月 定期検査	365	365	100	
KEN RYU	365	335	92	1月 定期検査	365	364	100	
KEN UN	365	361	99		365	365	100	
KEN YO	365	365	100		365	312	86	10月 定期検査
KEN VOYAGER	365	365	100		365	365	100	
KEN SKY	365	364	100		365	365	100	
KEN VISTA	365	340	93	9月 定期検査	365	365	100	
KEN HARU	365	364	100		365	364	100	
他社定期用船	1,857	1,848	100		2,062	2,039	99	
合計又は平均	9,887	9,431	95		10,092	9,746	96	

主要品目別輸送量

船名	第102期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)						
	木材 (キロトン)	セメント (キロトン)	肥料 (キロトン)	穀物 (キロトン)	アルミナ (キロトン)	その他 (キロトン)	合計 (キロトン)
KEN GOH	160,825	-	-	-	-	-	160,825
KEN REI	101,546	30,540	27,945	-	-	24,000	184,031
KEN MEI	-	28,350	-	82,849	-	101,000	212,199
KEN HOU	-	-	-	25,786	-	28,050	53,836
KEN TOKU	-	-	-	27,954	-	47,198	75,153
KEN KON	-	67,700	-	13,000	-	-	80,700
KEN EI	-	-	28,519	34,801	-	-	63,320
KEN JYO	112,073	65,590	29,900	-	35,000	-	242,563
KEN HOPE	100,191	30,490	56,587	-	-	61,090	248,358
KEN BOS	192,432	68,483	-	-	-	-	260,915
KEN ANN	192,460	-	34,944	-	-	-	227,404
KEN SPIRIT	-	-	-	68,196	-	-	68,196
KEN RYU	129,605	-	-	-	-	-	129,605
KEN UN	-	74,321	-	33,000	-	-	107,321
KEN YO	-	35,050	-	-	-	-	35,050
KEN VOYAGER	-	66,832	-	-	-	-	66,832
KEN SKY	-	22,500	16,237	-	-	55,500	94,237
KEN VISTA	154,022	-	31,441	-	67,000	-	252,463
KEN HARU	113,435	35,888	52,825	-	-	-	202,149
他社定期用船	456,136	77,000	62,666	46,274	37,000	199,186	878,262
合計	1,712,725	602,744	341,064	331,861	139,000	516,025	3,643,418

(注) 上記は、当社の自社運航による輸送量のみを記載し、他社への貸船による輸送量は除外しております。

船名	第103期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)						
	木材 (キロトン)	セメント (キロトン)	穀物 (キロトン)	アルミナ (キロトン)	肥料 (キロトン)	その他 (キロトン)	合計 (キロトン)
KEN GOH	162,637	-	-	-	-	-	162,637
KEN REI	134,593	-	-	-	24,809	-	159,402
KEN MEI	-	-	-	-	-	59,245	59,245
KEN HOU	-	-	25,786	-	-	82,535	108,321
KEN TOKU	-	27,565	-	-	-	51,837	79,402
KEN KON	-	25,700	-	-	-	31,875	57,575
KEN EI	-	61,470	59,676	-	-	33,000	154,146
KEN SHIN	-	29,900	12,001	-	-	35,620	77,521
KEN JYO	115,958	66,350	-	-	-	24,336	206,645
KEN HOPE	65,574	43,041	30,815	-	27,852	18,000	185,282
KEN BOS	230,154	-	33,000	-	7,052	-	270,206
KEN ANN	188,638	68,000	-	25,000	-	-	281,638
KEN SPIRIT	-	14,022	46,413	-	-	61,850	122,286
KEN RYU	98,098	30,335	-	-	23,141	-	151,574
KEN UN	-	-	-	-	-	62,006	62,006
KEN YO	-	35,200	35,386	-	-	-	70,586
KEN VOYAGER	-	100,690	35,548	-	-	-	136,238
KEN SKY	-	22,000	47,371	-	-	26,880	96,251
KEN VISTA	114,521	64,480	35,871	-	-	-	214,872
KEN HARU	193,752	-	-	27,000	33,810	-	254,562
他社定期用船	854,219	167,669	56,466	173,000	95,916	214,423	1,561,693
合計	2,158,144	756,423	418,332	225,000	212,581	701,608	4,472,087

(注) 上記は、当社の自社運航による輸送量のみを記載し、他社への貸船による輸送量は除外しております。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

中期経営計画「Beyond120」（2020年4月～2023年3月）の最終年度である2022年3月期の達成状況は以下のとおりとなりました。

外航海運事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による先行きの懸念により海運市況が大幅に上昇したことから、中期経営計画公表後の海運市況は順調に回復し、売上高、営業利益において、計画値を大きく上回りました。

倉庫・運送事業におきましては、連結子会社の引越業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化した中で主力としてきた企業の転勤引越需要がテレワーク等の普及により低迷した影響から売上高は減少したものの、カイゼン活動によるコストコントロールの効果によって、営業損益において計画値を上回りました。

不動産事業におきましては、既存賃貸物件は概ね安定して高稼働を維持しておりますが、シェア型企業寮である月島荘はその特性から稼働率が低下しております。

当社は、2023年4月に新中期経営計画「不易流行」（計画期間：2023年4月～2026年3月）を策定しております。計画の詳細は、当社ホームページをご参照ください。

(<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、建設仮勘定の増加等により前連結会計年度末比3,435百万円増の69,573百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、未払法人税等の減少等により前連結会計年度末比742百万円減の35,512百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比4,178百万円増の34,060百万円となりました。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、前年同期比6,670百万円増収（+17.7%）の44,267百万円となりました。これは主として、外航海運事業における市況の変動や為替の影響等によるものです。外航海運事業におけるハンディ船市況は、前年を上回る水準が続いていたものの、第2四半期後半より荷動きの鈍化による影響が出てきた一方で、為替が前年同期と比較し円安（対US\$）に大きく推移したことが業績を押し上げる要因となりました。

セグメント別の売上高については、「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、前年同期比299百万円減益（-2.2%）の13,067百万円となりました。これは主として、外航海運事業におけるハンディ船市況の変動や為替の影響によるものです。また、倉庫・運送事業における引越取扱高の減少や不動産事業における賃貸物件の保全に伴う修繕費の増加等によるものです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比1,990百万円減益（-16.8%）の9,857百万円となりました。これは主として、当連結会計年度において、投資有価証券売却益263百万円を計上したことや、法人税等合計3,838百万円を計上した影響等によるものであります。

今後の見通しにつきましては、ゼロコロナ政策により停滞した中国経済の回復に伴う荷動きの増加が期待され、2023年から適用されたEEI規制による運航速度制限等により船舶稼働が抑制されることや、環境規制対応の不透明感により新造船供給が限定的となる見込みもありますが、ロシア・ウクライナ情勢による資源高やインフレ、金融引き締めによる投資抑制などによる世界的な経済活動の低迷が懸念されます。

倉庫・運送事業では、一般貨物や文書保管に係る倉庫事業においては、不採算事業の見直しやカイゼンによる効率化により業績は上向き見込みです。他方、引越事業においては、事務所移転の需要改善等により徐々に回復の兆しが見られますが、転勤引越の需要が大幅に減退し、予断を許さない状況が続いております。そのような状況の中、コストを抑えつつも、社会課題となっているドライバーの高齢化や人材不足等の課題に対しても取り組み、安全で働き甲斐のある労働環境づくりを推進し、需要の回復に備えていきます。

不動産事業では、新型コロナウイルスに起因した働き方改革に伴うテレワークの増加等により都心部の賃貸オフィスビルの空室率が上昇しておりますが、現時点における当社賃貸物件への影響は限定的なものであります。勝どきエリアの再開発構想に伴う費用を見込んでおりますが、当社グループの業績に与える影響は大きくありません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

財務政策

当社グループは、外航海運事業において、米ドル建てによる収入を得る一方で、従業員に対する給与の支払など円建てによる支出もあるため、為替変動による影響を受けやすい環境にあります。そのため、円・米ドル双方の通貨建てによる収益がある場合には、双方の通貨を多く保有することで、為替変動による資金効率の悪化を抑えることとしており、当社の現預金の保有は、他業種と比較して、事業規模に比して多くなる傾向にあります。また、運賃市況が悪い時は、船価は低く、絶好の船舶購入の機会が到来しますが、運賃市況の低迷時には、融資案件を成約させるのは大変な苦労が伴うため、円・米ドル双方の一定の現預金を保有して、商機を逃さないよう準備を整えております。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は500百万円であります。

また、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は26,857百万円、現金及び現金同等物の残高は20,576百万円となっております。

資金需要

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、船舶の購入や重要な不動産資産の資産価値の維持等に係る設備資金、運転資金、借入金の返済、配当金の支払い等であります。また、容積率に余裕のある「プラザ勝どき（賃貸マンション）」において、建替えにより床面積を大幅に増加させ、将来の中長期的な収益性を向上させるべく、現在、大型再開発の検討を進めております。資金計画等については何ら決定した事実はありませんが、現状、工事費のみで数百億円規模となることが見込まれており、その実現に向けた資金面での備えが必要となります。

資金調達

当社グループは現在、運転資金については内部資金又は金融機関からの短期借入金により充当し、設備資金については、設備投資計画に基づき、調達計画を作成し、内部資金又は金融機関からの長期借入金により調達を行っております。また、主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、当社保有の不動産資産の一定の含み益を背景に、超長期に資産から資金を抽出するアセットバックローンや、不動産資産の含み益を活用したファイナンス等、当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保し、事業の基盤を整えております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「第5 経理の状況」の「1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」に記載のとおり、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の会計上の見積りが当社グループの財務諸表に重要な影響を与えるものと考えております。

固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として事業所別等の管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額の評価の前提条件には、投資期間を通じた将来の収益性の評価や資本コストなどが含まれますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の当該資産グループを取り巻く経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる場合があります。

2023年3月31日現在のセグメントごとの有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額は以下のとおりです。

セグメント	主な資産	金額（単位：百万円）
外航海運事業	船舶等	23,577
倉庫・運送事業	倉庫用の土地、建物及び構築物等	3,297
不動産事業	賃貸住宅や賃貸オフィス用の建物及び構築物等	12,578
その他	全社資産	135
計		39,588

(外航海運事業)

当社保有船舶全船を1船団としてグルーピングを行っております。今後、海運市況の悪化等により固定資産の収益性が低下した場合は、減損損失の計上の可能性があります。

なお、2016年3月期において、主に船舶について13,960百万円の減損損失を計上しております。この際の回収可能額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額により算定致しました。

(倉庫・運送事業)

主に事業所別にグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。

(不動産事業)

主に事業所別にグルーピングを行っております。新型コロナウイルス感染症拡大による不動産市況の先行き懸念はあるものの、当社保有物件は簿価に比して多くの含み益を有しており、多額の減損損失の計上の可能性は低いものと認識しております。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の回収可能性が低下した場合に評価性引当額を計上することとしております。評価性引当額の計上に関する必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得及び慎重かつ実現性の高い継続的な税務計画を検討しますが、繰延税金資産の一部又は全部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に、計上金額の純額を上回る繰延税金資産を今後実現できると判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を収益として計上します。

当連結会計年度末においては繰延税金資産を109百万円計上しております（但し、繰延税金負債との相殺消去により連結貸借対照表上は計上していません。）。詳細につきましては「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

航海日割基準に基づく収益認識

当社グループは、期末日を跨ぐ航海（期跨り航海）については、各航海の海運業収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いておりますが、将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

当連結会計年度において航海日割基準に基づき計上した海運業収益の金額は1,817百万円であります。詳細につきましては「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

(4) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

前中期経営計画の最終年度である当連結会計年度の達成・進捗状況は次のとおりであります。

指標	計画値	実績値	計画比
売上高	23,636百万円	44,267百万円	20,631百万円
営業利益	2,008百万円	13,067百万円	11,059百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,558百万円	9,857百万円	8,299百万円
ROE（自己資本利益率）	9.1%	30.8%	21.7ポイント

売上高は、計画比20,631百万円増収（+87.3%）の44,267百万円となりました。これは、主に外航海運事業において、ハンディ船市況回復による増収要因があったこと等によるものであります。2022年度のハンディ船市況は、平均1日あたり約20,000ドルであり、計画値8,300ドルを上回りました。

営業利益は、外航海運事業におけるハンディ船市況が回復した影響等により、計画比11,059百万円増収の13,067百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、上記の営業利益の影響に加え、為替差益442百万円及び法人税等合計3,838百万円を計上した影響等により、計画比8,299百万円増益の9,857百万円となりました。

ROEは、当期純利益の増加により計画比21.7ポイント増加し30.8%となりました。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は6,997百万円であります。

そのセグメントごとの内訳は、次のとおりであります。

外航海運事業	6,636百万円
倉庫・運送事業	38百万円
不動産事業	257百万円
その他	65百万円

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都中央区ほか)	全社	事務所等	6	-	- (-)	94	101	22 (7)
東京地区 (東京都足立区ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	71	7	48 (1,982)	30	157	13 (1)
東京地区 (東京都中央区ほか)	不動産事業	賃貸設備	12,347	3	276 (27,819)	40	12,668	5 (1)
東京地区 (東京都中央区)	外航海運事業	船舶設備	-	-	- (-)	43	43	28 (1)
千葉地区 (千葉県八街市ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	1,369	0	808 (57,553)	588	2,767	- (-)
埼玉地区 (埼玉県川越市)	倉庫・運送事業	倉庫設備	-	1	-	-	1	- (-)
神奈川地区 (横浜市中区ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	-	3	-	0	3	6 (2)
神奈川地区 (横浜市中区)	不動産事業	賃貸設備	-	-	17 (17,289)	-	17	- (-)

(注) 1. 帳簿価額の「建物及び構築物」「土地」にはそれぞれ信託建物及び信託構築物、信託土地を含みます。また、帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定等であります。

2. 従業員数の()は臨時従業員数を外書で示してあります。

3. リース契約による主な設備は次のとおりであります。

地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	設備の名称	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社 (東京都中央区ほか)	全社	事務所等	情報システム機器他	2	3

(2) 国内子会社

会社名	地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
イヌイ運送(株)	東京都江東区 ほか	倉庫・運送事 業	運送設備	35	1	187 (1,858)	4	229	46 (24)
イヌイ倉庫オ ペレーション ズ(株)	東京都中央区	倉庫・運送事 業	車両	-	2	-	10	12	54 (30)

(注) 1. 帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品、リース資産等であります。

2. 従業員数の()は臨時従業員数を外書で示しております。

(3) 在外子会社

会社名	地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				船舶	建設 仮勘定	工具、器 具及び 備品	その他	合計	
DELICA SHIPPING S.A.	パナマ 共和国	外航海運事業	船舶	17,604	5,929	0	-	23,534	- (-)

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

提出会社

該当事項はありません。

国内子会社

該当事項はありません。

在外子会社

セグメントの 名称	設備の内容	隻数	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力積載 重量トン数 (キロトン)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
外航海運 事業	船舶	4	17,778	5,923	自己資金 及び 借入金	2024年3月 ~ 2024年11月	2025年1月 ~ 2025年9月	161,300

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,072,960	26,072,960	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	26,072,960	26,072,960	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年10月1日	7,872,960	26,072,960	-	2,767	-	2,238

(注) 2014年10月1日付の旧乾汽船株式会社との経営統合(合併比率1:0.35)に伴う増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	28	195	78	74	25,034	25,429	-
所有株式数(単元)	-	64,514	4,223	41,187	16,886	255	132,166	259,231	149,860
所有株式数の割合(%)	-	24.89	1.63	15.89	6.51	0.10	50.98	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,023,477株は「個人その他」に10,234単元及び「単元未満株式の状況」に77株含めて記載しております。

2. 証券保管振替機構名義株式700株は「その他の法人」に7単元含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,039	8.14
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	1,283	5.12
松岡冷蔵株式会社	東京都港区港南5丁目3-23	962	3.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	848	3.39
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人:株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目3-3 (常任代理人住所:東京都中央区晴海1丁目8番12号)	501	2.00
尾道造船株式会社	兵庫県神戸市中央区江戸町104	473	1.89
乾光海運株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル5F	470	1.88
乾 民治	東京都中央区	452	1.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	402	1.61
乾 隆志	東京都目黒区	376	1.50
計	-	7,810	31.18

(注) 1. 当社は自己株式1,023,477株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 2022年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同所有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(Goldman Sachs & Co. LLC)、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)及びゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(Goldman Sachs Asset Management International)が2022年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー	5	0.02
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom	120	0.46
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー (Goldman Sachs & Co. LLC)	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.	-	-
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	348	1.34
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management, L.P.)	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.	462	1.77
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom	261	1.00
合計	-	1,187	4.55

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,023,400	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,899,700	248,997	同上
単元未満株式	普通株式 149,860	-	-
発行済株式総数	26,072,960	-	-
総株主の議決権	-	248,997	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が77株含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 乾汽船株式会社	東京都中央区勝どき 1-13-6	1,023,400	-	1,023,400	3.93
計	-	1,023,400	-	1,023,400	3.93

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	276	0
当期間における取得自己株式	105	0

(注) 当期間における取得自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡 し)	30	0	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての処 分)	32,827	32	-	-
保有自己株式数	1,023,477	-	1,023,582	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当期の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

「良いとき」、「悪いとき」の判断基準及び「笑う」と「泣かない」の具体的な検討の指針は以下のとおりです。

・判断基準

連結当期純利益が、年間500百万円以下の場合を「悪いとき」、年間1,500百万円を超える場合を「良いとき」とします。そして基本となる配当性向の目標を30%と定めます。

「悪いとき」は、安定配当として1株当たり年間6円を目標とします。

「良いとき」は、連結当期純利益が年間1,500百万円を超える部分に対して配当性向50%の配当を目標とします。

「良くもなく、悪くもないとき」は、基本となる配当性向30%の配当を目標とします。

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	~500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超~1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・
良い	1,500百万円超~	(連結当期純利益-1,500百万円)×配当性向50% + 基本配当

次期の基本方針

当社は、「事業特性」、「中長期的成長を重視した経営資源の配分」、「財務基盤」の3つのバランスがとれた株主還元策であることを基本として、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準及び最低配当額を定め、「良いとき」には配当性向の累進により増配し、「悪いとき」にも無配を前提にはいたしません。

判断基準	配当目標計算基準
悪いとき	年間6円
基本	配当性向30%程度を目途
良いとき	配当性向30~45%程度を目途

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の配当は、1株当たり年間184円00銭とすることを決定いたしました。また、次期の配当予想は、1株当たり配当金34円23銭（連結ベースの配当性向：30.0%）を予定しております。

内部留保の用途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額
2022年11月11日 取締役会決議	150	6円00銭
2023年6月22日 定時株主総会決議	4,458	178円00銭

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、経営責任の明確化及び株主の信任を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化のため等の目的で取締役の任期を1年とするとともに、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

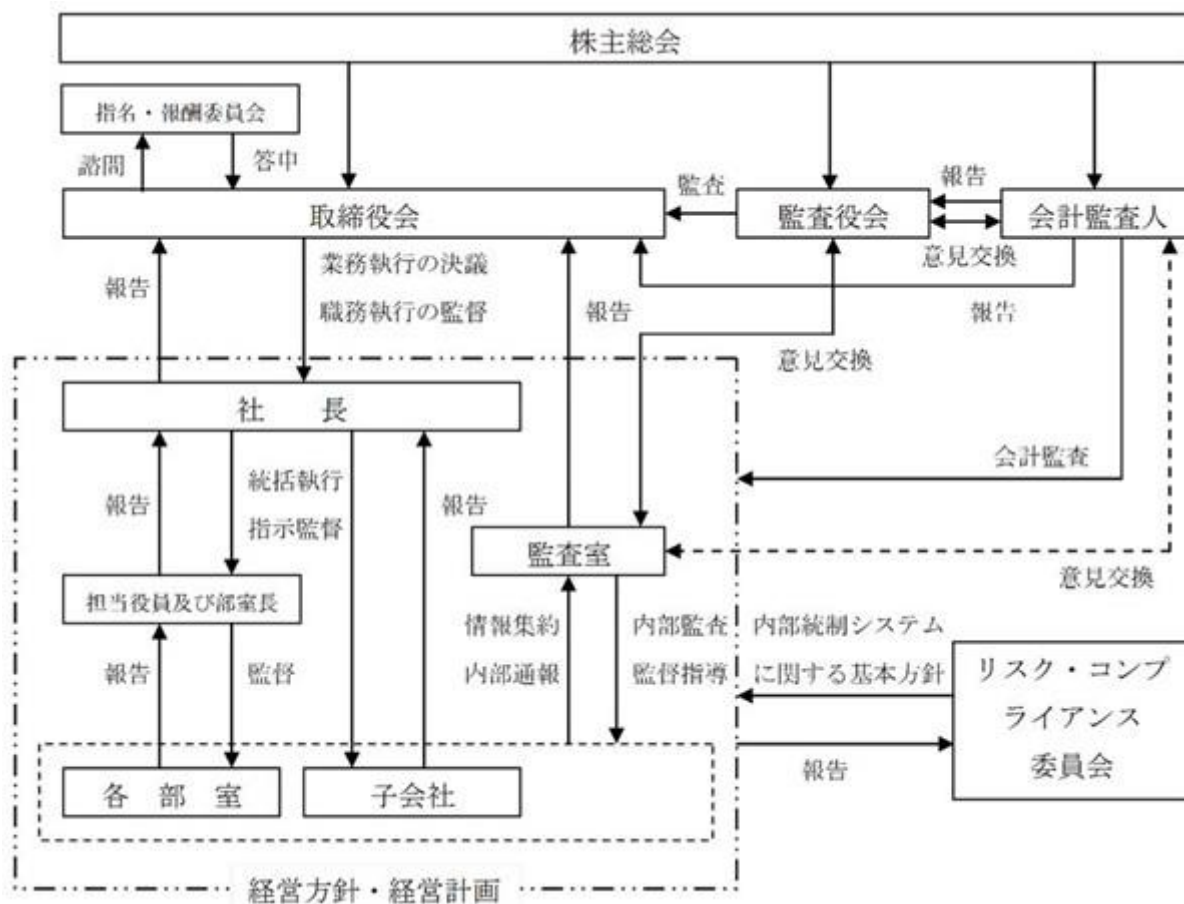
また、透明性の高い簡素で無駄のない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。社長1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の体制図は、以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



イ．企業統治の体制の概要

() 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役3名)で構成され、代表取締役社長が議長を務めております。法令及び定款で取締役会の権限として定められた事項のほか、業務執行上の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、実効性の高い監督を行える体制としています。

1)2023年3月期における各取締役の取締役会出席回数

氏名	地位	開催回数	出席回数	出席率(%)
乾 康之	代表取締役社長 取締役会 議長	18	18	100
乾 隆志	取締役 専務執行役員	18	18	100
苦瀬 博仁	社外取締役	3	3	100
神林 伸光	社外取締役	18	18	100
村上 章二	社外取締役	18	18	100
岩田 研一	社外取締役	15	15	100

- (注) 1. 苦瀬博仁氏は、2022年6月22日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 2. 岩田研一氏は、2022年6月22日開催の第102回定時株主総会で選任されましたので、開催回数及び出席回数は就任後のものであります。

2)取締役会における具体的な検討内容

取締役会では、法令及び定款で取締役会の権限として定められた事項の他、中期経営計画の策定及び実施、業績及び財務状況に関する事項、会社組織や人事戦略に関する事項を始めとした業務執行上の重要事項等について適宜検討を行っております。

() 監査役会

当社の監査役会は4名で構成され、うち1名が常勤社外監査役、2名が非常勤社外監査役、1名が非常勤監査役(社外監査役は3名)であります。監査役は高い専門知識と豊富な経験を有しており、これらの知識や経験を活かして、取締役会で適宜意見を述べております。

() 指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関としての任意の指名・報酬委員会は、独立社外取締役2名(うち1名が委員長)と代表取締役社長の3名で構成されております。取締役・監査役の選解任、社長の選解任、執行役員を選解任並びに役付執行役員の選定及び解職の方針、報酬の方針及び内容等を審議し、取締役会に答申します。

1)2023年3月期における各委員の指名・報酬委員会出席回数

氏名	地位	開催回数	出席回数	出席率(%)
神林 伸光	社外取締役 指名・報酬委員会 委員長	7	7	100
苦瀬 博仁	社外取締役 指名・報酬委員会 委員	4	4	100
村上 章二	社外取締役 指名・報酬委員会 委員	3	3	100
乾 康之	代表取締役社長 指名・報酬委員会 委員	7	7	100

- (注) 1. 苦瀬博仁氏は、2022年6月22日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任し、あわせて指名・報酬委員会委員も退任いたしました。
2. 村上章二氏は、2022年6月22日開催の取締役会で指名・報酬委員に選定されましたので、開催回数及び出席回数は就任後のものであります。

2)指名・報酬委員会における具体的な検討内容

指名・報酬委員会では、取締役・監査役の選解任に関する株主総会議案の原案、代表取締役の選定及び解職の原案、社長の選解任の原案、執行役員を選解任の原案、役付執行役員の選定及び解職の原案、代表取締役及び社長執行役員の後継者プランに関する事項、業務執行取締役の職務分担の原案及びその決議に必要な基本方針の策定等、取締役・監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、取締役・監査役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容及びその決議に必要な基本方針の策定等、その他上記に関して取締役会が必要と認めた事項につき、検討を行っております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会を設けております。コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。

今日、企業は様々に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応し、株主、顧客、従業員に対する責任はもとより社会的責任もより一層強く求められております。

また、経営の健全性・効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化することは、経営のグローバル化が進むなかで、不可欠となっております。

このような観点から、執行役員制度を導入し、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めております。

企業統治に関するその他の事項
(内部統制システムの整備の状況)

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

() 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1) 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2) 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3) 相互発展

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4) 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5) 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6) 役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。

7) 個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8) 政治・行政との関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9) 反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10) 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

() 内部監査部門として監査室を設置

() コンプライアンスに関する研修体制の整備

() 監査室に公益通報及び相談窓口を設置

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存(保存期間を含む。)、管理(管理する部署の指定を含む。)等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

ハ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

二．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回以上（決算月は原則月2回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。また、取締役及び監査役が出席する経営会議を原則月1回以上定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

ホ．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおり体制を確立しております。

（ ）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

（ ）当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ ）子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ ）子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

ヘ．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

ト．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

チ．当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役がその職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

リ．その他当社の監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

（リスク管理体制の整備の状況）

取締役及び幹部社員で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と社外取締役全員(3名)及び監査役全員(4名)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(補償契約の内容の概要)

当社と取締役全員(5名)及び監査役全員(4名)は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、同条第2項各号の費用等(上記各氏が任務懈怠責任を負う場合の損失及び悪意又は重大な過失により第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失等)を補償の対象外とするほか、上記各氏が悪意又は重大な過失により法令・定款その他の社内規程又は当社に対して負担する契約上の義務に違反したことが明らかで、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、及び、上記各氏が当社に対する誹謗中傷、情報漏洩又は競業行為その他の背信行為を行い、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、並びに、当社が上記各氏を提訴する場合(株主代表訴訟による場合を除きます。)の費用等を補償の対象外とすることにより、上記各氏の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、違法に利益又は便宜を得る行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。

(取締役の定員)

当社は、取締役の定員を7名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役を株主総会において議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(取締役会にて決議できる株主総会決議事項)

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、取締役会決議により自己株式の買受けを行うことができるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項の定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

イ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在し、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行うおととする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

ロ．基本方針の実現に資する特別な取組み

() 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより現在の形態となりました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な事業環境の変化があり、都度、業態業容に変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

1) 資産の力を事業の力に

未来に向かって進化を続ける勝どき・月島は施設賃貸業の適地であり、当社の安定収益と財務基盤を支えます。この優良な資産がさらに成長する機会が到来します。再開発の期間は事業が資産を支えます。強化される資産の力は更に強い基盤となります。

2) FUN to WORK

やりがい×いきがい=FUN、としました。そもそも小さい会社です。ヒトとヒトとが支え合って、助け合って此処まで来ました。新しい働き方や、Digitalの力もうまく使っていますが、ひとり一人のニンゲン力、これからも大切にしていきます。

3) 「らしさ」の追求

われらの「らしさ」は、実業に向き合い、地道な努力を練り込みながら生まれます。「らしさ」は差別化の源です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それがわれらの不易流行です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

() 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2023年度から2025年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2023年4月3日付けで公表しております「中期経営計画 不易流行」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2258553/00.pdf>)

- 1) 外航海運事業 : 長期的に「よくはこぶ」Handy船隊運営
- 2) 倉庫・運送事業 : 「Basic」+「Advance」
- 3) 不動産事業 : 勝どき・月島 3街区を連携させる「住まう」街づくり

() コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、経営責任の明確化及び株主の信任を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化のため等の目的で取締役の任期を1年とするとともに、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し(2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。社長1名、独立社外取締役2名(内1名が指名・報酬委員会委員長)で構成されております。)、取締役・監査役を選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

八．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入について決議し、2023年6月22日開催の当社第103回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、これを導入しており、有効期間は、第103回定時株主総会の終結時から2026年6月開催予定の第106期定時株主総会の終結時までとなります。

本プランは、当社株式の保有割合が、その特別関係者や共同協同行為を行う者の保有割合との合計で15%以上となる買付け等(以下「大規模買付行為等」といいます。)を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)の大規模買付行為等の内容、大規模買付行為等に対する当社取締役会の意見・代替案等を踏まえ、株主の皆様、大規模買付行為等に応じるべきか否かを適切に判断いただくために必要な情報や時間を確保すること等を目的としております。

上記目的のため、本プランは、大規模買付者に対して、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び、当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、あるいは当社取締役会が対抗措置発動の是非につき株主の意思の確認のための株主総会を開催すべきと判断したときはその対抗措置の発動承認議案が否決され当該株主総会が終結するまでの間、大規模買付行為等を開始すべきでないことをルールとして定め、また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合は、当社取締役会が対抗措置の発動を決議することができることを明記しております。また、本プランに規定する手続が遵守された場合であっても、大規模買付行為等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会は対抗措置を講ずることがあります。

なお当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断する場合、その恣意的判断を排するため、独立社外取締役を含む、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。

なお、本プランの全文・詳細については、当社ホームページに掲載されている2023年5月12日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入並びに当該買収防衛策の導入に伴う現行の特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の廃止に関するお知らせ」（注）をご参照ください。

（注）当社ホームページ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2276478/00.pdf>

二．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記口記載の取組みは、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し向上させるための具体的方策であるため、上記イに記載の当社の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記八に記載の取組みは、大規模買付行為等が確認された際に、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記イに記載の当社の基本方針に沿うものです。加えて、当該取組みについては、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足するものであり、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっていること等により、高度の合理性を有するものです。

当社は2021年6月23日開催の当社第101回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」という。）を導入しており、有効期間は、第101回定時株主総会の終結時から2024年6月開催予定の第104回定時株主総会の終結時までとしておりましたが、2023年6月22日開催の第103回定時株主総会にて当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）（本プラン）の導入について株主の皆様のご承認を得た上で導入したことから、旧プランは同日付で廃止となりました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	乾 康之	1968年12月5日生	2004年4月 当社入社 2006年2月 同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長 2006年12月 同常務取締役不動産本部長兼管理本部社長室長 2007年12月 同常務取締役管理本部社長室長 2008年2月 同代表取締役専務取締役 2008年12月 同代表取締役社長 2013年5月 同代表取締役社長物流事業部門担当 2014年10月 同代表取締役社長倉庫事業部門担当兼物流研究室長 2015年4月 同代表取締役社長コーポレート部門担当 2016年4月 同代表取締役社長(現任)	(注)4	164
取締役 専務執行役員	乾 隆志	1970年12月20日生	2007年8月 旧乾汽船株式会社入社 2007年8月 株式会社商船三井出向 2012年6月 旧乾汽船株式会社取締役 経営管理部長 2014年6月 同代表取締役社長 2014年10月 当社取締役専務執行役員海運事業部門担当 2015年4月 同取締役専務執行役員オペレーション部門担当 2016年4月 同取締役専務執行役員(現任) 2017年3月 イヌイ運送株式会社代表取締役社長(現任)	(注)4	376
取締役	神林 伸光	1948年5月28日生	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長 2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長 2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長兼川崎重工業株式会社常務取締役(非常勤) 2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント 2013年6月 同特別顧問 2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長(現任) 2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役(現任) 2017年6月 当社取締役(現任)	(注)4 (注)8	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村上 章二	1956年 1月12日生	1978年 4月 日本郵船株式会社入社 2007年 4月 同経営委員 物流グループ長 2007年 6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)社外取締役 2008年 4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)取締役執行役員 2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員 2011年 4月 同取締役常務執行役員 2013年 4月 同代表取締役専務執行役員 2017年 6月 同専務執行役員 2019年 4月 同顧問 2020年 1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役(現任) 2021年 4月 ツネイシCパリュース株式会社顧問 2021年 6月 当社取締役(現任) 2022年 1月 ツネイシCパリュース株式会社社外取締役(現任)	(注) 4 (注) 8	1
取締役	岩田 研一	1955年 8月 4日生	1979年 4月 三菱地所株式会社入社 2009年 4月 同執行役員リーシング営業部長 2011年 4月 同執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長 2013年 4月 同常務執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長 2014年 4月 同常務執行役員兼三菱地所プロパティマネジメント株式会社代表取締役社長執行役員 2015年 4月 同常務執行役員大阪支店担当 2016年 4月 同専務執行役員関西支店担当 2016年 6月 同執行役専務関西支店担当 同顧問 2020年 4月 同顧問 2020年 6月 株式会社横浜スカイビル代表取締役社長(現任) 2022年 6月 当社取締役(現任)	(注) 4 (注) 8	0
監査役	渡来 義規	1954年 9月25日生	1977年 4月 近鉄航空貨物株式会社(現株式会社近鉄エクスプレス)入社 1998年 7月 同京浜国際支店長 2001年10月 同輸出営業部長 2006年 1月 同東南アジア・中近東本部長 2010年 6月 同常務取締役東アジア・オセアニア本部長 2011年 6月 同常務取締役グループ経営戦略本部長 2013年 6月 同専務取締役グループ経営戦略本部長 2017年 6月 同特別顧問 2019年 9月 AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. Singapore Advisor(現任) 2019年 9月 ROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. Singapore Alternate Director(現任) 2022年 6月 当社監査役(現任)	(注) 5 (注) 8	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	山田 治彦	1956年9月27日生	1980年9月 東京商科学院講師 1982年2月 監査法人井上達雄会計事務所(現有限責任あずさ監査法人)入所 1991年9月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員 1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員 2003年7月 有限責任あずさ監査法人代表社員 2013年7月 日本公認会計士協会副会長 2013年7月 一般財団法人会計教育研修機構理事 2016年7月 公益財団法人財務会計基準機構理事 2019年6月 当社監査役(現任) 2019年7月 山田治彦公認会計士事務所所長(現任) 2021年6月 株式会社東京証券取引所社外監査役(現任) 2022年4月 株式会社JPX総研社外監査役(現任)	(注)6 (注)8	-
監査役	清水 豊	1972年4月11日生	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 東京丸の内法律事務所入所 2011年1月 同事務所パートナー(現任) 2014年7月 株式会社シバタ社外監査役 2017年12月 医療法人社団緑風会監事(現任) 2018年12月 トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2020年5月 医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事(現任) 2021年6月 当社監査役(現任) 2021年11月 医療法人社団NEXT監事(現任)	(注)7 (注)8	-
監査役	上野 祐二	1958年12月3日生	1981年4月 当社入社 2003年6月 株式会社イヌイシステムズ取締役 2013年4月 当社倉庫事業部長 2014年10月 同倉庫業務部長 2019年6月 東京団地倉庫株式会社常勤監査役(現任) 2022年6月 当社監査役(現任)	(注)5	1
計					549

- (注) 1. 神林伸光、村上章二、岩田研一の3氏は、社外取締役であります。
2. 渡来義規、山田治彦、清水豊の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役乾隆志は、取締役乾康之の二親等内の親族であります。
4. 2023年6月22日開催の定時株主総会選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2022年6月22日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 2023年6月22日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 2021年6月23日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
8. 東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役神林伸光氏は、一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長及び東海カーボン株式会社社外取締役であります。これらの法人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は当社株式4,647株を保有しておりますが、当該保有以外に、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外取締役村上章二氏は、神原ロジスティクス株式会社社外取締役及びツネイシCバリューズ株式会社社外取締役であります。これらの法人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は当社株式1,388株を保有しておりますが、当該保有以外に、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外取締役岩田研一氏は、株式会社横浜スカイビル代表取締役社長であります。同社と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、2009年4月から2020年3月まで三菱地所株式会社の業務執行者でありましたが、現在は同社を退いております。当社は同社より直近1年間で2百万円未満の売上があり、また、同社に対し1百万円未満の支払がありますが、その他に、同社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は当社株式553株を保有しておりますが、当該保有以外に、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外監査役渡来義規氏は、AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. SingaporeのAdvisor及びROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. SingaporeのAlternate Directorであります。これらの法人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外監査役山田治彦氏は、公認会計士であり、山田治彦公認会計士事務所所長及び株式会社JPX総研社外監査役であります。これらの法人・団体と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の社外監査役であり、当社は、同社に対し、東京証券取引所に上場をしていることに伴い、上場時価総額及び市場区分に応じた年間上場料等として2022年度においては計4百万円未満の支払を行っておりますが、その他に、同社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外監査役清水豊氏は、東京丸の内法律事務所パートナー、医療法人社団緑風会監事、トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役、医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事及び医療法人社団NEXT監事であります。これらの法人・団体と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次のa～iいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断しております。

また、次のa～iいずれかに該当する者であっても、当該人物が東京証券取引所で定める独立性基準を充足し、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を対外的に示した上で例外的に独立性を有する社外役員候補者として選任することができるとしております。

- a. 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）に業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行取締役等」という。）として所属したことがある者
- b. 当社の株式を自己又は他者の名義を以って総議決権の10%以上の議決権を有する株主又は当該株主が法人、組合等の団体（以下、「法人等」という。）である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
- c. 次のいずれかに該当する者
 - (a) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループ年間連結売上高の2%を超える者）又は当該取引先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (b) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (c) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度末の借入残高が当社グループ連結総資産の2%を超える者）又は当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属するその業務執行取締役等
 - (d) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行取締役等
- d. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

- e. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士その他専門的サービスを提供する者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれらの専門家
- f. 当社グループから過去3年間の平均で年間100万円を超える寄付・助成を受けている者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
- g. 当社グループの業務執行取締役、執行役員が他の会社の社外取締役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役等
- h. 上記aからgまでのいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
- i. 過去3年間において、上記bからhまでのいずれかに該当したことがある者

社外取締役の選任に際しては、長年造船企業の経営者として勤めてきた中で培われた企業経営に関する豊富な経験並びに総合物流企業グループでの経営者としての豊富な経験と見識及び総合デベロッパーでの経営者としての豊富な経験と見識を有していることを重要視いたしました。また、社外監査役の選任に際しては、経営の監視や適切な助言を行うことにより当社の監査体制を強化するため、弁護士又は公認会計士として豊富な経験と知識を有していること、又は経営者としての豊富な経験と見識を有していることを重要視いたしました。当社は社外取締役及び社外監査役をおくことにより、取締役会の監視・監督機能の強化を図っております。

なお、社外取締役神林伸光氏、村上章二氏及び岩田研一氏並びに社外監査役渡來義規氏、山田治彦氏及び清水豊氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査については、当社の内部監査部門である監査室が、監査の報告や改善のための意見を取締役に提供することにより、社外取締役との情報連携を図り、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。監査役監査については、「(3) 監査の状況 監査役監査の状況」に記載のとおりであります。また、常勤社外監査役と監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行い、常勤社外監査役が得た情報については、全ての非常勤監査役に適宜共有する体制を構築しております。また、監査役と会計監査人は、定時株主総会の翌月に監査計画について打合せを行い、社外監査役を含む全ての監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けることとなっております。これらの監査においては、必要に応じて経理部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名、非常勤監査役1名で構成される監査役会を定期的に開催するとともに、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べるほか、内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行っており、これらにより、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。なお、非常勤社外監査役山田治彦氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門知識を有しております。

a. 2023年3月期における各監査役の監査役会出席回数

監査役会は、原則として取締役会に先立ち月次で開催する他、必要に応じて随時開催しており、2023年3月期における各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	地位	開催回数	出席回数	出席率(%)
加島 昭久	常勤監査役	3	3	100
渡来 義規	常勤監査役 (社外監査役)	10	10	100
山田 治彦	非常勤監査役 (社外監査役)	13	13	100
清水 豊	非常勤監査役 (社外監査役)	13	13	100
上野 祐二	非常勤監査役	10	10	100

- (注) 1. 常勤監査役加島昭久氏は、2022年6月22日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 渡来義規氏及び上野祐二氏は、2022年6月22日開催の第102回定時株主総会で選任されたので、開催回数及び出席回数は就任後のものであります。
3. 社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 社外監査役は、東京証券取引所に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

b. 監査役会の具体的な検討事項

監査役会は、会社法に準拠して、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行うとともに、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査役の選任に関する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。また、取締役会の議題の事前検討及び監査に関わる事項の情報・意見の交換、代表取締役社長との意見交換、執行役員及び部門長から職務執行状況のヒアリングを実施しております。

更に会計監査人からは、各四半期のレビュー結果及び期末の会計監査の状況や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、内部統制監査の結果等を適宜聴取することで、会計監査人の監査の状況を監視及び検証しております。加えて、金融商品取引法監査が適用される会社に対して要求される「監査上の主要な検討事項(KAM)」の監査報告書への記載内容について、会計監査人との間で協議を行うとともに、必要に応じて説明を求めました。

c. 常勤及び非常勤監査役の主な活動状況

全ての監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っており、加えて、経営会議にも出席し適宜意見を述べております。また、監査役会が執行部との定期懇談会(年2回)を主催し、常勤監査役が、執行役員会議、各事業部業務会議、リスク・コンプライアンス委員会等の社内の重要な会議又は委員会に出席し、監査役会、意見交換会等を通じて非常勤監査役との情報共有も図っております。

常勤監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担等に従い使用人等との意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、監査室からも月次で報告を受け、その情報を非常勤監査役と共有しています。また、各事業部全ての決裁済議事書、上申書及び報告書の回覧を受け、適宜必要な指摘を行っております。

当事業年度において、監査役会は、主として（a）業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動範囲の遵守状況、（b）取締役会における経営判断の妥当性、（c）内部統制システムの構築・運用状況、（d）会計監査人による会計監査の妥当性、（e）企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況を重点監査項目として、以下のとおり監査を実施しました。

（a）業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動範囲の遵守状況

リスク・コンプライアンス委員会や毎週開催される執行役員会議への出席、執行者との面談や監査室との連携等を通じて、乾汽船グループ全役職員の行動規範の遵守状況を確認し、必要に応じて提言を行っております。

（b）取締役会における経営判断の妥当性

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠して、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取し、取締役の職務執行の適法性・妥当性の観点から監査を実施しております。

（c）内部統制システムの構築・運用状況

監査役は、健全性確保のため、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全の観点から内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、常勤監査役においては、稟議書、上申書並びに報告書を閲覧し、必要に応じて事業の報告を求めています。また、取締役の職務の執行の監督が適正に行われているかどうかについても監査役として注意して監査を行っています。

（d）会計監査人による会計監査の妥当性

監査役会は、8月、11月、2月に四半期レビュー結果説明、5月に監査結果について会計監査人より報告を受け、必要に応じて説明を求める等を行い、特段の問題が無いことを確認しました。また、会計監査報告書へKAM（Key Audit Matters）が適切に記述されているか、会計監査人との打合せを通じて妥当性を確認しました。

（e）企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況

当社の共有された価値観を実践していく事が企業の社会的責任の遂行に他ならないと考え、ステークホルダーとの関係において各種取組み状況を確認し、必要に応じて提言を行いました。常勤監査役（1名）、非常勤監査役（3名）が取締役会に出席し、取締役の職務執行を監視するとともに、毎月、監査役会を開催し、監査の重要事項を協議、決定しています。また、常勤監査役は主要な会議体に参加し、取締役から直接報告を受けるなど監査に努め、会計監査人や内部監査部門との連携を通して、経営の違法性・効率性などを監視しています。

内部監査の状況

内部監査については、取締役会直属の機関として監査室（2名）を設置しており、社内諸業務の遂行状況について、コンプライアンスの観点並びに経営方針及び社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や効率向上を図ることを推進しております。

内部監査の実効性を確保するための取組として、監査室が常勤監査役に対し毎月1回定期報告会を実施しており、その内容は、主に監査室の活動報告を行うほか、必要に応じて常勤監査役からの情報提供等、随時意見交換を行っております。また、監査役会に対しても半期毎に定期報告会を実施し、効果的な監査の実施に向け連携しております。また、監査役と会計監査人は、定時株主総会の後原則として2ヶ月以内に監査計画について打合せを行い、監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じて経理部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

1973年11月期以降

八． 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等	
指定有限責任社員 業務執行社員	林 一樹 松原 充哉

二． 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士 5 名、公認会計士試験合格者 2 名、その他 8 名をもって構成されております。

ホ． 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際しては、当社の広範な業務内容に対応して専門的且つ効率的な監査業務を実施することが出来る一定規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査費用が合理的且つ妥当であること、さらに過去の監査実績などにより総合的に判断をしております。

その具体的な判断に際しては、公認会計士審査会及び日本公認会計士協会の品質レビュー結果を確認し、監査役会で定めた会計監査人に対する評価基準に照らして、監査役会で審議し、監査法人の再任又は解任を決定しております。その結果、現在起用しているEY新日本有限責任監査法人の再任が相当であるとの結論に達しました。

ヘ． 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、下記を基準に行っております。

評価項目及び評価基準	
適正確保体制	会計監査人としての職務執行全般に亘り、適正確保に関する体制が十分にとられているか。 監査業務の継続に支障をきたすような変化やその兆候が見られないか。 海外のメンバーファームとの連携が十分図られているか。 監査業務に携わる人員数に変化は無い。また、公認会計士の員数は十分か。
コンプライアンス	会社法第340条第1項の解任事由に該当する事例の有無。またその他法令に違反する事例はないか。 日本公認会計士協会、公認会計士監査審査会、米国PCAOB等内外の当局による検査結果及び対応状況はどうであったか。 公認会計士法に基づく処分の有無及びそれに対して適切な措置が講じられているか。 訴訟を受けている事案の有無。
会計監査人としての独立性	独立性確保のための態勢、施策、研修は十分か。また、筆頭会計士/担当パートナーのローテーションへの配慮はなされているか。 独立性に抵触するような既存契約が存在していないか。 監査役会への報告が十分になされているか。
監査業務における品質管理	品質管理基準をはじめ品質管理体制は十分か。 審査制度はきちんと機能しているか。
サービス提供態勢	監査チームの組成状況に問題はないか。また、必要に応じて専門家の活用が図られているか。 監査手法の高度化及び効率化が図られているか。 情報セキュリティに関連して、情報機器や資料等の管理態勢は万全か。 外部委託を行っている場合、当該委託先の管理態勢は万全か。
見直し	選任後 5 年毎に起用継続の可否について見直すものとする。
その他	監査報酬に関して、当社規模、事業内容から見て現行の監査時間及び報酬単価は妥当か。 他の大手監査法人と比較しての全般的な評価。 執行部門、監査役、監査役会とのコミュニケーションはうまく図られているか。 監査法人としての決算状況並びに財政状態。

監査報酬の内容等

イ． 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	-	44	-
連結子会社	-	-	-	-
計	44	-	44	-

ロ． 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織（Ernst & Young）に対する報酬（イ．を除く）
 該当事項はありません。

ハ． その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

ニ． 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人と協議を行ったうえで、監査報酬を決定しております。

ホ． 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を次のとおり定めております。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の事業内容、執行責任領域等を踏まえ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬、及び業績連動金銭報酬）並びに株式報酬（固定株式報酬及び業績連動株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）及び株式報酬（固定株式報酬）のみを支払うこととする。また、全ての取締役について、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととする。

なお、本方針は、取締役会において決定されており、本方針に関する取締役会の権限及び裁量の範囲は、下記「取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の株主総会の決議の範囲内に限定されます。また、本方針は、事前に指名・報酬委員会（下記「取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法及び当事業年度に係る当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由」をご参照ください。）において審議され、その答申を踏まえて、取締役会で決議されております。

ロ．基本報酬（固定金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、年間報酬額を12等分した月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

() 金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため定量的な業績指標を反映した現金報酬とし、各種業績評価項目に対する達成度合いに応じて算出された額を業務執行取締役に対して支給する。なお、業績連動金銭報酬は、基本報酬と同様に年間報酬額を12等分して月例支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

() 非金銭報酬等（株式報酬）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、() 全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、() 基本報酬（固定金銭報酬）及び業績連動金銭報酬を合算した額に役位、職責に応じて設定した一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とし、() 及び () のいずれも年間報酬額相当の株式を事業年度毎に交付する。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の事業内容、執行責任領域を踏まえ、役位が高いほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬）のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。例えば、代表取締役社長の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等 = 50 : 25 : 25（当社が標準的と考える水準の場合）とし、取締役と役付でない執行役員を兼務する者の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等 = 80 : 10 : 10（当社が標準的と考える水準の場合）を目安とし、役位に応じ、職責や報酬水準を考慮し決定する。また、社外取締役の種類別の報酬割合については、固定金銭報酬としての基本報酬：非金銭報酬等 = 90 : 10を目安とする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が、指名・報酬委員会に原案を諮問して得た答申を踏まえ、定時株主総会終了後に開催される取締役会で決定することとする。

へ．業績連動金銭報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由

当事業年度に受けた業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、時期に応じ以下のとおりであります。

	業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標
2022年4月から 2022年6月までの 支給分	2021年3月期における、以下の数値 ・年間配当金 ・目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）
2022年7月から 2023年3月までの 支給分	2022年3月期における、以下の数値 ・年間配当金 ・目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）

年間配当金を業績指標として選定した理由は、株主の皆様との価値共有が進められると判断したためです。さらに、目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）を選定した理由は、これが期首に策定した全部署の行動目標に対する評価結果を反映するものであるためです。

なお、業績指標選定に際しては指名・報酬委員会の答申を経ております。

ト．業績連動金銭報酬及び業績連動譲渡制限付株式報酬の額の決定方法

業績連動金銭報酬の額の算定については、それぞれの業績指標毎に定められた標準となる報酬額に対し、業績指標実績に応じ当社が定めた支給係数を掛けた額を合計する方法としております。また、業績連動譲渡制限付株式報酬の額は、事業年度毎の金銭報酬総額に対し、役職別に10～33%の割合で変動する数値を乗じた金額としております。

また、監査役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）のみを支払うこととしております。また、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととしております。

チ．決定方針の決定の方法

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、上記取締役の報酬等とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬等を、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）で支給とすること、及び、年85,000株以内の譲渡制限付株式を発行又は処分することを決議いただいております。なお、当該株式の譲渡制限期間は5年で設定しており、また、取締役が当該譲渡制限期間満了前に当社の取締役等を退任又は退職した場合等には、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、株式を当然に無償で取得することとしております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬等の額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名であります。

上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことについて決議いただいております。当該打切り支給の対象となる役員の員数は7名でありましたが、現在は、当該打切り支給額の未払残高が取締役1名に対し7百万円あります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法及び当事業年度に係る当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の固定金銭報酬及び固定株式報酬については、各取締役の役位及び職責を踏まえ、取締役会で審議し決定しました。また、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動金銭報酬については、年間配当金及び目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）をもとに取締役会で審議し決定しました。さらに、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動株式報酬については、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の合計額に、役位及び職責に応じて取締役会で審議し決定した一定割合を乗じた額としました。これらの取締役会での審議・決定は、いずれも指名・報酬委員会からの答申を尊重して行っております。これらを踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）						対象となる 役員の員数 (人)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	賞与	退職慰労金	譲渡制限付株式報酬		
						固定	業績連動	
取締役 (社外取締役を除く。)	194	57	87	0	0	2	47	2
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	0	0	0	0	0	2
社外役員	52	49	0	0	0	3	0	6

当事業年度における業績連動金銭報酬に係る業績指標の目標及び実績

業績連動金銭報酬については、以下に記載の業績指標を設定しており、中期経営計画に掲げる計数計画や各種施策への取り組みに対する実績に応じた支給係数を用いて連動させております。

当事業年度における業績連動金銭報酬に係る業績指標及びその実績値は以下のとおりです。

	業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標	業績指標の実績値
2022年4月から 2022年6月までの 支給分	2021年3月期における、以下の数値	
	・年間配当金	6円
2022年7月から 2023年3月までの 支給分	2022年3月期における、以下の数値	
	・年間配当金	224円
	・目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）	五段階で4/5

非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬等として、取締役に對する譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容は上記「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」及び「 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）				連結報酬等 の総額 (百万円)
			固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	譲渡制限付株式報酬		
					固定	業績連動	
乾 康之	取締役	提出会社	30	56	1	34	122

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

報酬等の決定に関する取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程においては、2022年5月26日以降3回にわたり指名・報酬委員会が開催され、役員の報酬等について意見交換が行われ、同委員会は、かかる意見交換を踏まえて取締役会に答申を行っております。取締役会では、かかる答申を最大限尊重し、役員の報酬等の額を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引関係の維持・強化を通じた当社グループの企業価値の増大を目的として保有する取引先の株式を、純投資目的以外の投資株式とし、その判断基準を満たさない株式については、市場動向や市場に与える影響等の諸事情を考慮した上で売却又は保有を検討する、純投資目的の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、2015年3月末時点で、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を72銘柄保有しておりましたが、現在までに30銘柄（上場14銘柄）まで縮減を進めてまいりました。これら30銘柄に関しては、短期的な業績、株価及び配当金等の定量的な情報だけでなく、当社グループと取引先の取引内容、取引の規模、取引の継続期間、保有の必要性等の非財務情報を含む定性的な情報をも踏まえた上で、保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていること及び価格変動等のリスクを考慮してもなお経済的メリットがあることについて、年に1回取締役会において検証し、保有の適否を判断しております。

また、当社は、数多のステークホルダーとの相互の関係によって経営環境を整えており、その一環として、取引先、同業他社及び金融機関等の株式を保有し、友好的な関係を維持・強化することにより、取引先及び同業他社との連携・協業を推進し、また、金融機関等から経営上の有用な助言を得る等しております。このように、当社による保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有は、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に貢献しております。

上記観点から検証した結果、2023年3月31日時点で当社が保有している保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式30銘柄については、その一部に評価損益の悪化が認められるものの、30銘柄全てに上記取引先等との連携・協業の推進等を含む総合的な保有効果が認められること等から、保有することは妥当であると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	16	662
非上場株式以外の株式	14	2,143

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	58,425	58,425	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また国内外の多様な情報の収集のため	有
	309	228		
(株)中央倉庫	268,788	268,788	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	291	266		
(株)愛媛銀行	308,000	308,000	同社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また当社取引先の多い地域における情報の収集のため	有
	259	287		
安田倉庫(株)	250,000	250,000	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	259	242		
(株)みずほフィナンシャルグループ	128,426	128,426	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また国内外の多様な情報の収集のため	有
	241	201		
澁澤倉庫(株)	94,600	94,600	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	210	218		
(株)ヤマタネ	98,400	98,400	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	165	166		
東京海上ホールディングス(株)	48,945	16,315	同社グループ会社との間で事業活動に必要な保険取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化を図るため	有
	124	116		
大崎電気工業(株)	171,000	171,000	当社不動産事業との間で取引と共同研究を行っており、その安定的な取引・協力関係の維持・強化を図るため	有
	90	80		
玉井商船(株)	40,600	40,600	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	59	68		
日本製紙(株)	48,640	48,640	当社倉庫事業における営業取引先であり、当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化を図るため	無
	49	50		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	96,196	96,196	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また当社取引先の多い地域における情報の収集のため	有
	46	44		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	8,241	8,241	同社グループ会社との間で事業活動に必要な保険取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化を図るため	有
	33	32		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）1	当社の株式の 保有の有無 （注）2
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ケイヒン(株)	1,000	1,000	同業他社として情報交換や機能補完等の 安定的な取引・協力関係を維持・強化す るため	無
	1	1		

- （注）1．定量的な保有効果については記載が困難なため記載しておりません。保有の合理性の判断基準及び検証方法については、上記「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照下さい。
- 2．「当社株式の保有の有無」については、当該株式発行者のグループ会社で保有が確認できる銘柄についても「有」と記載しております。
- 3．東京海上ホールディングス(株)は、2022年9月30日を基準日として、1株につき3株の割合で株式分割しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	252	4	190

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	10	-	131

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	72,990	61

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社グループの連結財務諸表は「海運企業財務諸表準則」(1954年運輸省告示第431号)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は「海運企業財務諸表準則」(1954年運輸省告示第431号)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 37,597	1 44,267
売上原価	3 22,624	3 29,457
売上総利益	14,972	14,809
販売費及び一般管理費	2 1,606	2 1,742
営業利益	13,366	13,067
営業外収益		
受取利息	10	197
受取配当金	85	93
為替差益	338	442
その他	86	38
営業外収益合計	520	772
営業外費用		
支払利息	246	325
借入手数料	69	62
その他	20	20
営業外費用合計	336	408
経常利益	13,550	13,431
特別利益		
投資有価証券売却益	-	263
固定資産売却益	4 1	4 1
その他	-	1
特別利益合計	1	266
特別損失		
投資有価証券評価損	9	-
固定資産除却損	6 4	6 1
固定資産売却損	5 5	-
特別損失合計	19	1
税金等調整前当期純利益	13,532	13,696
法人税、住民税及び事業税	2,438	3,052
法人税等調整額	754	786
法人税等合計	1,683	3,838
当期純利益	11,848	9,857
親会社株主に帰属する当期純利益	11,848	9,857

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,848	9,857
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	59	17
繰延ヘッジ損益	147	117
その他の包括利益合計	207	134
包括利益	12,055	9,723
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,055	9,723
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,767	11,616	4,226	1,066	17,543
当期変動額					
剰余金の配当			225		225
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,848		11,848
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		8		37	46
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	8	11,623	33	11,665
当期末残高	2,767	11,624	15,849	1,032	29,209

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	494	29	465	18,009
当期変動額				
剰余金の配当				225
親会社株主に帰属する 当期純利益				11,848
自己株式の取得				4
自己株式の処分				46
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	59	147	207	207
当期変動額合計	59	147	207	11,873
当期末残高	554	118	673	29,882

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,767	11,624	15,849	1,032	29,209
当期変動額					
剰余金の配当			5,603		5,603
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,857		9,857
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		27		32	59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	27	4,253	31	4,312
当期末残高	2,767	11,652	20,102	1,000	33,521

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	554	118	673	29,882
当期変動額				
剰余金の配当				5,603
親会社株主に帰属する 当期純利益				9,857
自己株式の取得				0
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17	117	134	134
当期変動額合計	17	117	134	4,178
当期末残高	537	1	538	34,060

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,391	21,053
営業未収金	1,132	1,388
契約資産	650	343
繰延及び前払費用	587	715
貯蔵品	1,153	1,410
その他	1,671	1,293
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	25,585	26,204
固定資産		
有形固定資産		
船舶	34,462	35,439
減価償却累計額	15,589	17,835
船舶（純額）	18,872	17,604
建物及び構築物	31,179	31,419
減価償却累計額	20,452	21,007
建物及び構築物（純額）	10,726	10,412
機械装置及び運搬具	432	435
減価償却累計額	381	404
機械装置及び運搬具（純額）	50	30
工具、器具及び備品	1,636	1,635
減価償却累計額	838	951
工具、器具及び備品（純額）	797	683
土地	1,133	1,133
信託建物及び信託構築物	5,277	5,277
減価償却累計額	1,718	1,857
信託建物及び信託構築物（純額）	3,558	3,419
信託土地	204	204
建設仮勘定	282	5,930
その他	178	178
減価償却累計額	176	177
その他（純額）	1	0
有形固定資産合計	35,629	39,418
無形固定資産		
その他	179	170
無形固定資産合計	179	170
投資その他の資産		
投資有価証券	3,602	3,156
繰延税金資産	540	-
その他	608	630
貸倒引当金	8	7
投資その他の資産合計	4,743	3,779
固定資産合計	40,551	43,368
資産合計	66,137	69,573

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,568	2,624
短期借入金	1,427,710	1,427,710
1年内返済予定の長期借入金	1,344,303	1,324,411
未払法人税等	2,651	1,893
契約負債	684	493
賞与引当金	83	83
その他	482	504
流動負債合計	13,483	10,719
固定負債		
長期借入金	1,320,076	1,321,717
退職給付に係る負債	74	79
受入保証金	1,441	1,474
特別修繕引当金	575	701
その他	602	819
固定負債合計	22,771	24,793
負債合計	36,254	35,512
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,767	2,767
資本剰余金	11,624	11,652
利益剰余金	15,849	20,102
自己株式	1,032	1,000
株主資本合計	29,209	33,521
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	554	537
繰延ヘッジ損益	118	1
その他の包括利益累計額合計	673	538
純資産合計	29,882	34,060
負債純資産合計	66,137	69,573

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,532	13,696
減価償却費	3,297	3,197
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	3	5
賞与引当金の増減額（は減少）	1	0
特別修繕引当金の増減額（は減少）	28	125
受取利息及び受取配当金	96	290
支払利息	246	325
為替差損益（は益）	320	178
固定資産売却損益（は益）	3	1
投資有価証券売却損益（は益）	-	263
売上債権の増減額（は増加）	307	256
契約資産の増減額（は増加）	249	306
繰延及び前払費用の増減額（は増加）	99	64
貯蔵品の増減額（は増加）	479	256
仕入債務の増減額（は減少）	897	61
契約負債の増減額（は減少）	540	191
未払費用の増減額（は減少）	8	34
未払又は未収消費税等の増減額	188	23
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	13	33
その他	288	228
小計	16,912	16,008
利息及び配当金の受取額	96	292
利息の支払額	242	313
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	0	3,671
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,766	12,315
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	1,766	7,028
固定資産の売却による収入	0	0
投資有価証券の売却による収入	-	719
その他	25	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,740	6,306
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	6,335	2,675
長期借入金の返済による支出	8,965	3,452
自己株式の取得による支出	4	0
配当金の支払額	220	5,578
その他	33	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,889	6,373
現金及び現金同等物に係る換算差額	960	705
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,097	341
現金及び現金同等物の期首残高	7,137	20,235
現金及び現金同等物の期末残高	20,235	20,576

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称 3社

DELICA SHIPPING S.A.、イヌイ運送㈱、イヌイ倉庫オペレーションズ㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

.....償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

.....時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

.....移動平均法による原価法

デリバティブ取引

.....時価法

棚卸資産

貯蔵品

.....主に先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

船舶

.....定額法

その他

.....定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

船舶 3～15年

建物 3～47年

構築物 3～45年

信託建物 8～47年

信託構築物 10～20年

無形固定資産(リース資産除く)

.....定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

特別修繕引当金

.....船舶安全法による船舶の定期検査工事に係る費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

イ．ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建予定取引

ロ．ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ．ヘッジ手段.....商品先物

ヘッジ対象.....船舶燃料

ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法...金利スワップの特例処理または繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅かなりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

.....資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 航海日割基準に基づく収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
航海日割基準に基づき計上した収益の金額	1,629	1,817

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

期末日を跨ぐ自主運航の航海(期跨り航海)については、各航海の収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産(純額)	540	-
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)	933	109

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは2023年度以降の事業計画を基礎としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

外航海運事業における課税所得の見積りは、海運先物市況等に連動させた事業計画から、過去における事業計画と実績との乖離率等の一定のリスクを総合的に勘案して算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしておりますが、海運市況や為替相場等の外部環境による影響を大きく受けるため不確実性が高く、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」に独立掲記していた「繰延税金負債」及び「長期前受収益」は、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「繰延税金負債」21百万円、「長期前受収益」536百万円及び「その他」44百万円は、「その他」602百万円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「受取保険金」及び「助成金収入」は、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取保険金」18百万円、「助成金収入」36百万円及び「その他」41百万円は、「受取利息」10百万円及び「その他」86百万円として組替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	166百万円	263百万円
給料手当	389	369
賞与引当金繰入額	40	39
退職給付費用	14	25
租税公課	285	241
業務委託費	85	78
貸倒引当金繰入額	0	0

3 上記を除く引当金繰入額の内容及び金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上原価の内		
賞与引当金繰入額	41百万円	44百万円
退職給付費用	12	18
特別修繕引当金繰入額	287	263

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
車両運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	-	0
計	1	1

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工具、器具及び備品	5百万円	- 百万円
計	5	-

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	0百万円	1百万円
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	4	0
ソフトウェア	0	-
計	4	1

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	85百万円	273百万円
組替調整額	9	263
税効果調整前	94	9
税効果額	35	27
その他有価証券評価差額金	59	17
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	131	344
組替調整額	70	174
税効果調整前	202	169
税効果額	54	52
繰延ヘッジ損益	147	117
その他の包括利益合計	207	134

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,072,960	-	-	26,072,960
合計	26,072,960	-	-	26,072,960
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,092,651	2,145	38,738	1,056,058
合計	1,092,651	2,145	38,738	1,056,058

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取(2,145株)によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少(65株)及び譲渡制限付株式報酬としての処分(38,673株)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	74	3円00銭	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	150	6円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,453	利益剰余金	218円00銭	2022年3月31日	2022年6月23日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,072,960	-	-	26,072,960
合計	26,072,960	-	-	26,072,960
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,056,058	276	32,857	1,023,477
合計	1,056,058	276	32,857	1,023,477

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取(276株)によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少(30株)及び譲渡制限付株式報酬としての処分(32,827株)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,453	218円00銭	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	150	6円00銭	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,458	利益剰余金	178円00銭	2023年3月31日	2023年6月23日

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
船舶	15,022百万円	14,874百万円
建物及び構築物	7,390	7,114
土地	0	0
信託建物及び信託構築物	3,558	3,419
信託土地	204	204
建設仮勘定	139	0
その他有形固定資産	1	0
計	26,318	25,615

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
短期借入金	1,800百万円	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,149	2,334
長期借入金	19,999	20,384
計	25,948	24,518

2 国庫補助金等による圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物	1,376百万円	1,375百万円
構築物	31	31
機械装置及び運搬具	252	252
工具、器具及び備品	6	6
計	1,667	1,666

3 財務制限条項

前連結会計年度(2022年3月31日)

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額	3,210百万円	3,210百万円
借入実行残高	2,710	2,710
差引額	500	500

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	20,391百万円	21,053百万円
信託預金	156	476
現金及び現金同等物	20,235	20,576

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主としてコンピューター端末機(「工具、器具及び備品」)及び倉庫・運送事業における車両(「機械装置及び運搬具」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	3	3
1年超	5	4
合計	8	7

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	264	264
1年超	660	396
合計	924	660

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、外航海運、倉庫・運送、不動産の各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰円資金の運用については銀行預金を中心に行っております。余剰外貨資金の運用については銀行預金及び外貨建投資信託を中心に運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利・燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格並びに為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には船舶燃料の購入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

受入保証金は、主に賃貸マンション、賃貸倉庫、オフィスビル等の賃貸借契約等による賃借人からの預り金であります。

借入金のうち短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後、約7年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。また、外貨建借入金については為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び船舶燃料の商品価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引、及び為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引があります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段と対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

外貨建投資信託等は、格付けの高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクは極めて低いと認識しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替の状況を考慮しながらデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してあります。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してあります。さらに、船舶燃料価格の変動を抑制するため、消費量の一部についてデリバティブ取引（商品先物取引）を利用してあります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会の承認に基づき、経理部で行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2) その他有価証券	2,940	2,940	-
資産計	2,940	2,940	-
(1) 長期借入金(3)	24,379	24,364	15
(2) 受入保証金	1,441	1,426	14
負債計	25,821	25,791	29
デリバティブ取引(4)	176	176	-

(1) 「現金及び預金」、「営業未収金」、「営業未払金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	662

(3) 1年内返済予定の金額を含めております。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2) その他有価証券	2,494	2,494	-
資産計	2,494	2,494	-
(1) 長期借入金(3)	24,128	24,116	12
(2) 受入保証金	1,474	1,457	17
負債計	25,603	25,574	29
デリバティブ取引(4)	6	6	-

(1) 「現金及び預金」、「営業未収金」、「営業未払金」、及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	662

(3) 1年内返済予定の金額を含めております。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金()	20,387	-	-	-
営業未収金	1,132	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 債券(社債)	-	-	-	-
(3) 債券(その他)	-	612	-	-
(4) その他	-	-	-	-
合計	21,519	612	-	-

() 現金3百万円は金銭債権でないことから含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金()	21,049	-	-	-
営業未収金	1,388	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 債券(社債)	-	-	-	-
(3) 債券(その他)	-	-	-	-
(4) その他	-	-	-	-
合計	22,438	-	-	-

() 現金3百万円は金銭債権でないことから含めておりません。

(注) 2 . 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,710	-	-	-	-	-
長期借入金	4,303	2,193	6,910	4,747	5,925	300
リース債務	17	8	4	0	-	-
合計	7,030	2,201	6,914	4,748	5,925	300

当連結会計年度 (2023年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,710	-	-	-	-	-
長期借入金	2,411	7,267	5,021	6,142	1,962	1,323
リース債務	8	5	2	0	0	1
合計	5,129	7,272	5,024	6,142	1,963	1,324

3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,337	-	-	2,337
債券(その他)	-	598	-	598
デリバティブ取引				
商品関連	-	178	-	178
資産計	2,337	776	-	3,114
デリバティブ取引				
金利関連	-	1	-	1
負債計	-	1	-	1

() 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は4百万円であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,490	-	-	2,490
投資信託	-	3	-	3
債券(その他)	-	-	-	-
デリバティブ取引				
商品関連	-	6	-	6
金利関連	-	0	-	0
資産計	2,490	10	-	2,500

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	24,364	-	24,364
受入保証金	-	1,426	-	1,426
負債計	-	25,791	-	25,791

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	24,116	-	24,116
受入保証金	-	1,457	-	1,457
負債計	-	25,574	-	25,574

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に際して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。債券(その他)は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。また、船舶燃料先物の時価は、金融先物業者から提示された価格等に基づき算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額とほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。一部、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,907	1,136	770
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	598	455	142
	(3) その他	4	4	0
	小計	2,510	1,596	913
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	430	559	128
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	430	559	128
合計		2,940	2,155	784

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額662百万円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,169	1,219	950
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,169	1,219	950
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	320	476	155
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	3	4	0
	小計	324	480	155
	合計	2,494	1,699	794

（注）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額662百万円）は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	719	263	-
(3) その他	-	-	-
合計	719	263	-

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について9百万円（その他有価証券の株式9百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	646	63	2
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,282	2,057	
合計			2,929	2,121	2

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	69	-	0
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,244	1,998	
合計			2,314	1,998	0

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2)貯蔵品(船舶燃料)関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	船舶燃料先物取引	船舶燃料	525	-	178
合計			525	-	178

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	船舶燃料先物取引	船舶燃料	425	-	6
合計			425	-	6

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	77百万円
退職給付費用	28
退職給付の支払額	4
制度への拠出額	25
その他	1
退職給付に係る負債の期末残高	74

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	423百万円
年金資産	410
	12
非積立型制度の退職給付債務	61
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74
退職給付に係る負債	74
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28百万円
----------------	-------

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	74百万円
退職給付費用	44
退職給付の支払額	13
制度への拠出額	26
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>79</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	442百万円
年金資産	425
	16
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>63</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>79</u>
<u>退職給付に係る負債</u>	<u>79</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>79</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44百万円
----------------	-------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	78百万円	66百万円
退職給付に係る負債	22	24
賞与引当金	25	25
長期未払金	2	2
会員権評価損	40	40
資産除去債務	6	6
減損損失	945	810
減価償却費限度超過額	21	17
投資有価証券評価損	58	58
その他有価証券評価差額金	76	87
繰越欠損金(注)1	2,392	1,521
その他	96	110
繰延税金資産小計	3,766	2,773
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	1,581	1,521
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,251	1,141
評価性引当額小計	2,833	2,663
繰延税金資産合計	933	109
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	238	265
固定資産圧縮積立金	87	52
資産除去債務	0	0
商標権	17	10
その他	71	22
繰延税金負債合計	414	351
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	519	242

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	83	362	22	1,923	2,392
評価性引当額	-	-	83	362	22	1,113	1,581
繰延税金資産	-	-	-	-	-	810	810

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	16	362	22	-	1,119	1,521
評価性引当額	-	16	362	22	-	1,119	1,521
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注) 2. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	540百万円	- 百万円
固定負債 - その他	21	242

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.1	0.1
評価性引当額	18.7	2.2
連結子会社の適用税率差異	0.0	0.2
その他	0.5	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4	28.0

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主に倉庫用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務や保有建物のアスベスト撤去費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については、賃貸借契約の終了日や建物の耐用年数などにより合理的に算出しております。また、割引率については、使用見込期間に応じ2.266%で資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	22百万円	22百万円
時の経過による調整額	0	0
期末残高	22	22

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル等(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,411百万円であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,276百万円であります。前連結会計年度、当連結会計年度において、当該賃貸等不動産に関する減損損失はありません。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	13,180	12,969
期中増減額	211	393
期末残高	12,969	12,575
期末時価	69,343	69,661

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ロジスティクス		不動産事業	
	外航海運事業	倉庫・運送事業		
日本	7,170	4,075	136	11,382
アジア	9,861	-	-	9,861
オセアニア	8,727	-	-	8,727
欧州	1,764	-	-	1,764
北米	1,165	-	-	1,165
アフリカ	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	28,689	4,075	136	32,901
その他の収益	311	-	4,383	4,695
外部顧客への売上高	29,001	4,075	4,520	37,597

(注) 地域別売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ロジスティクス		不動産事業	
	外航海運事業	倉庫・運送事業		
日本	5,552	3,976	154	9,684
アジア	8,653	-	-	8,653
オセアニア	13,790	-	-	13,790
欧州	1,849	-	-	1,849
北米	5,758	-	-	5,758
アフリカ	121	-	-	121
顧客との契約から生じる収益	35,726	3,976	154	39,857
その他の収益	37	-	4,372	4,409
外部顧客への売上高	35,763	3,976	4,527	44,267

(注) 地域別売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等
 前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	823	1,131
契約資産	401	650
契約負債	144	684

契約資産は、主に外航海運事業セグメントにおける航海の進捗率に基づいて認識した収益に係る営業未収金であります。

契約負債は、主に外航海運事業セグメントにおける航海の進捗率に基づいて認識した収益に係る顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表において、期首の契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は144百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,131	1,385
契約資産	650	343
契約負債	684	493

契約資産は、主に外航海運事業セグメントにおける航海の進捗率に基づいて認識した収益に係る営業未収金であります。

契約負債は、主に外航海運事業セグメントにおける航海の進捗率に基づいて認識した収益に係る顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は684百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「外航海運事業」「倉庫・運送事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の主要内容は、以下のとおりであります。

- (1) 外航海運事業.....船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業
- (2) 倉庫・運送事業.....倉庫、荷役、貨物運送
- (3) 不動産事業.....施設賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ロジスティクス		不動産 事業	計		
	外航海運 事業	倉庫・運送 事業				
売上高						
外部顧客への売上高	29,001	4,075	4,520	37,597	-	37,597
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	0	29	29	29	-
計	29,001	4,075	4,549	37,626	29	37,597
セグメント利益又はセグメ ント損失()	12,028	21	2,423	14,430	1,064	13,366
セグメント資産	25,908	4,795	13,065	43,768	22,368	66,137
セグメント負債	20,449	901	2,218	23,569	12,685	36,254
その他の項目						
減価償却費	2,330	261	668	3,260	37	3,297
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,017	17	454	1,490	42	1,532

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額 1,064百万円は、各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額22,368百万円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に管理部門に係る現金及び預金、投資有価証券及びその他資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額12,685百万円は、各報告セグメントに配分しない全社負債であります。全社負債は主に管理部門に係る借入金及びその他負債等であります。
- (4) その他の項目の減価償却費の調整額37百万円は、全社資産の償却費であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額42百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ロジスティクス		不動産 事業	計		
	外航海運 事業	倉庫・運送 事業				
売上高						
外部顧客への売上高	35,763	3,976	4,527	44,267	-	44,267
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	29	29	29	-
計	35,763	3,976	4,556	44,297	29	44,267
セグメント利益	11,896	74	2,289	14,260	1,192	13,067
セグメント資産	31,883	4,533	12,700	49,116	20,456	69,573
セグメント負債	20,565	824	2,263	23,653	11,858	35,512
その他の項目						
減価償却費	2,260	246	654	3,160	36	3,197
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	6,648	32	256	6,936	52	6,989

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,192百万円は、各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額20,456百万円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に管理部門に係る現金及び預金、投資有価証券及びその他資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額11,858百万円は、各報告セグメントに配分しない全社負債であります。全社負債は主に管理部門に係る借入金及びその他負債等であります。
- (4) その他の項目の減価償却費の調整額36百万円は、全社資産の償却費であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額52百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	シンガポール	その他	合計
15,766	9,161	4,557	8,111	37,597

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
16,481	19,147	35,629

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
CFGF FOREST MANAGERS (NZ) LIMITED	4,165	外航海運事業

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	シンガポール	その他	合計
14,056	12,353	5,605	12,252	44,267

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
15,884	23,534	39,418

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
FORTUNA FOREST PRODUCTS LIMITED	4,760	外航海運事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.6	当社代表 取締役社長	自己株式の 処分()	13	-	-

() 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.7	当社代表 取締役社長	自己株式の 処分()	35	-	-
	乾 隆志	(被所有) 1.5	当社取締役 専務執行役員	自己株式の 処分()	14	-	-

() 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1,194.49円	1,359.72円
1 株当たり当期純利益金額	473.87円	393.71円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	11,848	9,857
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	11,848	9,857
期中平均株式数 (株)	25,003,242	25,037,905

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	29,882	34,060
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	29,882	34,060
期末の普通株式の数 (株)	25,016,902	25,049,483

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	2,710	2,710	0.50	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,303	2,411	1.05	-
1年以内に返済予定のリース債務	17	8	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	20,076	21,717	1.18	2024年4月～ 2030年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	12	10	-	2024年4月～ 2029年11月
合計	27,120	26,857	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務については、連結貸借対照表では「その他」に含めて記載しております。

4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,267	5,021	6,142	1,962
リース債務	5	2	0	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	13,295	26,293	36,068	44,267
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	6,465	11,225	13,212	13,696
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	4,465	7,659	9,536	9,857
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	178.52	306.06	380.95	393.71

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	178.52	127.56	74.95	12.81

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	17,253	26,438
貸船料	11,435	9,287
その他海運業収益	839	565
海運業収益合計	29,529	36,291
海運業費用		
運航費		
貨物費	103	271
燃料費	3,183	5,817
港費	1,274	1,921
その他運航費	459	781
運航費合計	5,021	8,792
船費		
船員費	18	17
退職給付費用	1	2
船費合計	19	20
借船料	1 11,349	1 16,647
その他海運業費用	347	436
海運業費用合計	16,738	25,896
海運業利益	12,790	10,395
その他事業収益		
倉庫業収益	2,403	2,413
不動産業収益	4,549	4,556
その他事業収益合計	6,952	6,970
その他事業費用		
倉庫業費用	2,396	2,307
不動産業費用	2,124	2,267
その他事業費用合計	4,520	4,575
その他事業利益	2,431	2,394
営業総利益	15,222	12,790
販売費及び一般管理費	2 1,492	2 1,612
営業利益	13,729	11,177
営業外収益		
受取利息	1 79	1 438
受取配当金	82	90
為替差益	1,283	956
貸倒引当金戻入額	3	657
その他	46	25
営業外収益合計	1,496	2,167
営業外費用		
支払利息	42	52
貸倒引当金繰入額	1,694	-
借入手数料	69	-
その他	9	4
営業外費用合計	1,815	57
経常利益	13,410	13,287

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	263
固定資産売却益	30	31
その他	-	1
特別利益合計	0	266
特別損失		
固定資産除却損	54	51
固定資産売却損	45	-
特別損失合計	10	1
税引前当期純利益	13,401	13,552
法人税、住民税及び事業税	2,433	3,047
法人税等調整額	725	816
法人税等合計	1,708	3,864
当期純利益	11,693	9,688

【その他事業費用明細書】

区分	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1. 人件費	286	6.3	290	6.3
2. 荷役賃	453	10.0	463	10.1
3. 支払運送費	598	13.2	544	11.9
4. 業務委託費	559	12.4	561	12.3
5. 賃借費	530	11.7	530	11.6
6. 租税公課	369	8.2	372	8.1
7. 減価償却費	887	19.6	862	18.9
8. その他	835	18.5	949	20.7
その他事業費用合計	4,520	100.0	4,575	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,767	2,238	9,378	11,616	414	30	2,600	2,880	5,925
当期変動額									
剰余金の配当								225	225
固定資産圧縮積立金の取崩						1		1	-
当期純利益								11,693	11,693
自己株式の取得									
自己株式の処分			8	8					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	8	8	-	1	-	11,469	11,468
当期末残高	2,767	2,238	9,386	11,625	414	28	2,600	14,350	17,393

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,066	19,242	490	0	490	19,733
当期変動額						
剰余金の配当		225				225
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		11,693				11,693
自己株式の取得	4	4				4
自己株式の処分	37	46				46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			54	123	178	178
当期変動額合計	33	11,510	54	123	178	11,688
当期末残高	1,032	30,753	544	123	668	31,421

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,767	2,238	9,386	11,625	414	28	2,600	14,350	17,393
当期変動額									
剰余金の配当								5,603	5,603
固定資産圧縮積立金の取崩						1		1	-
当期純利益								9,688	9,688
自己株式の取得									
自己株式の処分			27	27					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	27	27	-	1	-	4,086	4,084
当期末残高	2,767	2,238	9,414	11,652	414	26	2,600	18,436	21,477

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,032	30,753	544	123	668	31,421
当期変動額						
剰余金の配当		5,603				5,603
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		9,688				9,688
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	32	59				59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			21	119	140	140
当期変動額合計	31	4,143	21	119	140	4,002
当期末残高	1,000	34,897	523	4	527	35,424

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,766	16,838
海運業未収金	511	864
営業未収金	283	286
契約資産	650	343
繰延及び前払費用	265	310
立替金	21	37
貯蔵品	978	1,198
代理店債権	115	100
その他	1,052	757
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	21,644	20,736
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,410,552	2,410,250
構築物（純額）	4139	4125
機械及び装置（純額）	43	43
車両運搬具（純額）	18	13
工具、器具及び備品（純額）	4797	4678
土地	2945	2945
信託建物（純額）	23,512	23,380
信託構築物（純額）	245	238
信託土地	2204	2204
建設仮勘定	8	0
その他（純額）	21	20
有形固定資産合計	116,230	115,642
無形固定資産		
ソフトウェア	66	105
商標権	57	34
その他	36	11
無形固定資産合計	161	151
投資その他の資産		
投資有価証券	3,514	3,062
関係会社株式	1,740	1,740
長期前払費用	112	144
差入保証金	178	171
関係会社長期貸付金	12,520	17,323
繰延税金資産	618	-
その他	296	302
貸倒引当金	7,025	6,369
投資その他の資産合計	11,956	16,374
固定資産合計	28,348	32,168
資産合計	49,993	52,905

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	1,634	1,584
営業未払金	283	265
短期借入金	2,625,510	2,625,510
1年内返済予定の長期借入金	2,3290	2,3290
未払金	28	33
未払法人税等	2,641	1,884
未払費用	77	44
前受金	12	59
契約負債	684	493
前受収益	207	203
賞与引当金	59	57
その他	59	58
流動負債合計	8,488	7,483
固定負債		
長期借入金	2,37,095	2,36,805
関係会社長期借入金	800	800
繰延税金負債	-	170
退職給付引当金	12	16
受入保証金	1,605	1,638
長期前受収益	536	536
その他	32	30
固定負債合計	10,082	9,997
負債合計	18,571	17,481
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,767	2,767
資本剰余金		
資本準備金	2,238	2,238
その他資本剰余金	9,386	9,414
資本剰余金合計	11,625	11,652
利益剰余金		
利益準備金	414	414
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	28	26
別途積立金	2,600	2,600
繰越利益剰余金	14,350	18,436
利益剰余金合計	17,393	21,477
自己株式	1,032	1,000
株主資本合計	30,753	34,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	544	523
繰延ヘッジ損益	123	4
評価・換算差額等合計	668	527
純資産合計	31,421	35,424
負債純資産合計	49,993	52,905

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの.....時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品.....主に先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 3～45年

信託建物 8～47年

信託構築物 10～20年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建予定取引

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ヘッジ手段.....商品先物

ヘッジ対象.....船舶燃料

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 航海日割基準に基づく収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
航海日割基準に基づき計上した収益の金額	1,629	1,817

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 1. 航海日割基準に基づく収益認識」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(純額)	618	-
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)	933	109

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた50百万円は、「貸倒引当金戻入額」3百万円、「その他」46百万円として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
借船料	8,428百万円	12,120百万円
受取利息	70	281

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.4%、当事業年度0.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.6%、当事業年度99.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	145百万円	232百万円
給料手当	363	346
賞与引当金繰入額	40	38
退職給付費用	13	25
租税公課	275	230
業務委託費	85	78
減価償却費	28	23
貸倒引当金繰入額	0	0

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	-	0
計	0	1

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工具、器具及び備品	5百万円	- 百万円
計	5	-

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	0百万円	1百万円
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	4	0
ソフトウェア	0	-
計	4	1

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
	23,281百万円	24,097百万円

2 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	7,390百万円	7,114百万円
土地	0	0
信託建物	3,512	3,380
信託構築物	45	38
信託土地	204	204
その他有形固定資産	1	0
計	11,155	10,740

上記に対応する債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期借入金	1,800百万円	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	290	290
長期借入金	7,095	6,805
計	9,185	8,895

3 財務制限条項

前事業年度(2022年3月31日)

当事業年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

当事業年度(2023年3月31日)

当事業年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	1,376百万円	1,375百万円
構築物	31	31
機械及び装置	252	252
工具、器具及び備品	6	6
計	1,667	1,666

5 保証債務に準じる債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
DELICA SHIPPING S.A.	16,994百万円	17,033百万円
計	16,994	17,033

6 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額	2,810百万円	2,810百万円
借入実行残高	2,510	2,510
差引額	300	300

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	1,740

当事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	1,740

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
長期未払金	2百万円	2百万円
退職給付に係る負債	3	4
賞与引当金	18	17
貸倒引当金	2,148	1,948
会員権評価損	40	40
資産除去債務	6	6
減損損失	6	5
関係会社株式評価損	2,511	2,511
投資有価証券評価損	58	58
その他有価証券評価差額金	73	84
特定子会社の課税留保金	364	364
繰越欠損金	810	-
その他	127	119
繰延税金資産小計	6,172	5,163
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,238	5,053
評価性引当額小計	5,238	5,053
繰延税金資産合計	933	109
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	229	254
資産除去債務	0	0
固定資産圧縮積立金	12	11
商標権	17	10
その他	54	1
繰延税金負債合計	314	279
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	618	170

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額	18.5	1.9
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.7	28.5

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(収益認識関係)
 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目	金額(百万円)
海運業収益	運賃	26,438
	貸船料	9,287
	その他(受取代理店料、定期用船仲介手数料他)	565
	計	36,291
海運業費用	運航費	8,792
	船費	20
	借船料	16,647
	その他(定期用船仲介手数料、代理店費用他)	436
	計	25,896
海運業利益		10,395

【有価証券明細表】
 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		投資有価証券	その他 有価証券	東京団地倉庫(株)
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	58,425	309
		(株)中央倉庫	268,788	291
		(株)愛媛銀行	308,000	259
		安田倉庫(株)	250,000	259
		(株)みずほフィナンシャルグループ	128,426	241
		澁澤倉庫(株)	94,600	210
		(株)ヤマタネ	98,400	165
		尾道造船(株)	55,499	163
		SOMPOホールディングス(株)	28,750	150
		東京海上ホールディングス(株)	48,945	124
		大崎電気工業(株)	171,000	90
		大黒埠頭倉庫(株)	242	75
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	72,990	61
		玉井商船(株)	40,600	59
		日本製紙(株)	48,640	49
		(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	96,196	46
		MS&ADインシュアランスグループホール ディングス(株)	8,241	33
		本牧埠頭倉庫(株)	253	31
		その他16銘柄	325,701	109
		計	2,104,798	3,058

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		J-REITオープン	10,000,000	3
		小計	10,000,000	3
計			10,000,000	3

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円) (減損損失)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	30,450	259	22	30,687	20,436	560	10,250
構築物	622	-	-	622	496	13	125
機械及び装置	116	-	-	116	113	0	3
車両運搬具	96	4	4	97	83	9	13
工具、器具及び備品	1,612	11	12	1,610	931	129	678
土地	945	-	-	945	-	-	945
信託建物	5,124	-	-	5,124	1,743	131	3,380
信託構築物	153	-	-	153	114	7	38
信託土地	204	-	-	204	-	-	204
建設仮勘定	8	239	247	0	-	-	0
その他	178	-	-	178	177	1	0
有形固定資産計	39,512	514	287	39,739	24,097	854	15,642
無形固定資産							
ソフトウェア	442	82	-	524	418	42	105
商標権	230	-	-	230	196	23	34
その他	38	53	79	13	2	0	11
無形固定資産計	712	136	79	768	616	66	151
長期前払費用	126	90	57	159	14	0	144

- (注) 1. 有形固定資産の当期増加の主なものは、不動産賃貸施設の外壁修繕工事に係る建物210百万円、及び建設仮勘定231百万円であります。当期減少の主なものは、前述の完成に伴う建設仮勘定231百万円であります。
2. 圧縮記帳については、「注記事項(貸借対照表関係) 4」をご参照下さい。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,026	1	0	657	6,369
賞与引当金	59	57	59	-	57

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、主に子会社の債務超過額減少による戻入額によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) ・旧イヌイ倉庫株式会社の株主様 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 ・旧乾汽船株式会社の株主様 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.inui.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第102期)(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第103期第1四半期)(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出

(第103期第2四半期)(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出

(第103期第3四半期)(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年6月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書(その他の者に対する割当)及びその添付書類

2022年7月21日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月22日

乾汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松原 充哉

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

航海日割基準に基づく収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4（5）及び（重要な会計上の見積り）1に記載されているとおり、会社は海運業収益の認識基準として「航海日割基準」を採用しており、当連結会計年度の実業収益のうち、航海日割基準により計上した海運業収益は1,817百万円である。</p> <p>航海日割基準が適用される期を跨ぐ航海に係る海運業収益については、各航海の実業収益総額及び見積総航海日数に対する経過日数に基づき見積り計上がなされる。</p> <p>この測定方法に含まれる総航海日数の見積りには、将来の航行スケジュールや停泊期間といった主要な仮定が含まれており、不確実性を伴い、経営者による判断を必要とするものである。また、外航海運事業におけるハンディ船市況の大幅な上昇により、航海日割基準により計上される収益の重要性が増大していることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、航海日割基準に基づく海運業収益を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期を跨ぐ各航海の実業収益総額を確かめるため、契約書、船荷証券等の根拠資料との突合及び再計算を行った。 ・ 見積りの偏向の有無を評価するため、期末における航行スケジュールの見直しに伴う見積総航海日数の変動による影響額を算出し、分析した。 ・ 期末日以降における実際の航海完了日を確かめるため、見積もられた航海完了日について、船舶からの完了報告を閲覧した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、総航海日数の見積りと実績の比較を行い、必要に応じて乖離日数について事業担当者に質問を行うとともに、利用可能な外部データとの比較を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、乾汽船株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、乾汽船株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

乾汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松原 充哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

航海日割基準に基づく収益認識

【注記事項】（重要な会計方針）4及び（重要な会計上の見積り）1に記載されているとおり、会社は海運業収益の認識基準として「航海日割基準」を採用しており、当事業年度の海運業収益のうち、航海日割基準により計上した海運業収益は1,817百万円である。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（航海日割基準に基づく収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。